

26日獣発第82号
平成26年6月17日

地方獣医師会会长 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 蔵内勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」等の 一部改正について

のことについて、平成26年6月11日付け環自野発第1406111号をもって、環境省自然環境局長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願ひいたします。

このたびの通知は、①「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」が、平成25年6月12日に公布され、平成26年6月11日から施行されたこと、②同法施行に伴い、別添の関係政省令が改正され、同日付け（一部の改正規定については同年8月1日）にて施行されたこと、③併せて、特定外来生物の追加指定に伴い、特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等の告示及び防除の告示について、それぞれ所要の改正を行い、同日付けにて公布、施行（一部の改正規定については同年8月1日）されたことの3点について、本会会員に関係機関への周知等を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当 筒川
TEL 03-3475-1601

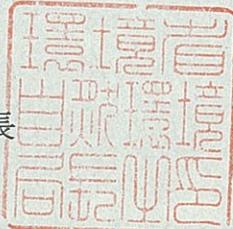


写

環自野発第1406111号
平成26年6月11日

公益社団法人 日本獣医師会 殿

環境省自然環境局長



特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行等について

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第38号。以下「改正法」という。）」が平成25年6月12日に公布され、平成26年6月11日から施行されます。

改正法の施行に伴い、アカゲザルがニホンザルと交雑することにより生じた生物等を特定外来生物に追加指定する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第201号）」が平成26年5月30日に公布され、同年6月11日（一部の改正規定については、同年8月1日）から施行されます。

また、これに伴い、未判定外来生物及び種類名証明書の添付が必要な生物等を追加指定等する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年農林水産省・環境省令第2号）」が平成26年6月10日に公布されました。また、改正法の施行に伴い、関係法令の規制の適用除外等を規定する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令に関する省令（平成26年環境省令第21号）」が平成26年6月11日に公布され、これらについて、同日（一部の改正規定については、同年8月1日）から施行されます。

あわせて、特定外来生物の追加指定に伴い、特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等の告示及び防除の告示についても、それぞれ所要の改正を行い、同様に平成26年6月11日に公布、同日（一部の改正規定については同年8月1日）から施行されます。

改正の概要は下記のとおりですので、関係機関への周知等ご協力いただきますようお願い申し上げます。



記

1. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）の一部改正及びそれに伴う特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則
(平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号。以下「規則」という。) の一部改正等
(平成 25 年法律第 38 号)
(平成 26 年農林水産省・環境省令第 2 号)
(平成 26 年環境省令第 21 号)

(1) 交雑することにより生じた生物の規制（法第 2 条関係）

生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害（以下「生態系等に係る被害」という。）を及ぼすものとして指定されている特定外来生物が交雑することにより生じた生物（交雑個体）の輸入事例や野外における発見事例が確認されている。

交雑個体については、少なくとも一方の親系統が特定外来生物である場合には、特定外来生物としての形質を一定程度有し、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあると考えられる。そのため、こうした交雫個体についても飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入等の規制を行い、適切に管理されなければ、生態系等に係る被害を防止することが難しい状況となっている。

そこで、外来生物法第 2 条の定義を改正し、我が国において生態系等に係る被害を及ぼし、又はそのおそれがある外来生物の交雫個体についても特定外来生物に指定できることとした。

(2) 放出等に係る許可制度の創設等（法第 9 条及び第 9 条の 2 関係）

改正前の外来生物法においては、特定外来生物の野外への放出、植栽又はは種（以下「放出等」という。）は例外なく禁止されており、外来生物の生態、行動形態等の解明のためであっても、放出等の行為を伴う学術研究や防除が実施できないことが、防除技術開発の推進等の妨げとなっているとの指摘があった。また、防除手法として不妊化させた特定外来生物を大量に放出等をすることが、効果的な場合が考えられる。

このため、防除の推進に資する学術研究の目的で行う放出等で主務大臣の許可を受けてその許可に係る放出等をする場合及び外来生物法第 3 章の規定による防除に係る放出等をする場合について放出等を行うことができることとした。

なお、許可を受けた放出等を行うために飼養等をする場合は、別途、外来生物法第 5 条に基づく飼養等の許可を受けることが必要である。また、放出等を行う特定外来生物が鳥獣であって、放出等を行う個体を確保するために鳥獣を捕獲する場合は、外来生物法第 3 章に規定する防除として行うか、又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護法」という。）に基づく捕獲許可を受けることが必要である。

また、特定外来生物を捕獲又は採取をした直後に放つ、いわゆるキャッチアンドリリ

ースは、従前より、既に野外に存在することで飼養等又は譲渡し等に係らない特定外来生物を捕獲又は採取をした直後にその場で放出する等の行為は法第9条の対象とはならないと整理している。

(2 a) 放出等の許可

①許可の目的

放出等の許可の対象となる目的は、防除の推進に資する学術研究の目的で行う場合に限ることとした。

②許可手続

放出等の許可を受けようとする場合にあっては、必要な申請書及び添付書類を主務大臣に提出してその申請を行うこととし、以下の事項等について定めた（規則第11条の2）。

○申請書に記載する事項

- ・放出等をしようとする特定外来生物の種類、数量及び放出等をしようとする個体の入手方法
- ・放出等をする目的
- ・放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域、その周辺の当該特定外来生物の生息・生育状況その他の生態系等の状況
- ・放出等をしようとする期間
- ・放出等の方法（不妊化のような繁殖制限措置を講じる場合又は発信機を取り付ける場合にあっては、その内容を含む。）
- ・放出等をしようとする土地又は水面の所有者等の同意の有無 等

○申請書に添付する書類

- ・放出等に係る学術研究の内容を明らかにした研究計画書
- ・放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域を明らかにした図面及び写真 等

○許可証の交付に係る手続等

なお、放出等の許可申請書の提出がなされてからの標準処理期間は原則1か月を目途として、申請に係る処理を迅速に行うものとする。

③許可の基準

放出等の許可については、その目的が防除の推進に資する学術研究の目的に適合し、かつ、以下の基準に適合していると認めるときでなければ許可してはならないこととした（規則第11条の3）。

○放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。

○放出等が当該放出等をしようとする土地又は水面の周辺の生態系等に係る被

害を著しく拡大させるおそれがないこと。

○放出等をしようとする土地又は水面の所有者等の同意を得ていること。

※なお、放出等により当該特定外来生物が移動し、又は分散すると想定される範囲の土地又は水面を全て含むものではなく、放出等を行う場所を指すが、実施に当たっては、その周辺の土地又は水面の所有者等にも周知し、理解を得るように配慮することとする。

○放出等に係る学術研究の内容が適切なものであり、防除の推進に資する成果が見込まれるものであること。

○放出等をしようとする特定外来生物に係る外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を受けている、又は受ける見込みであること。 等

④許可の条件

放出等の許可に当たっては、生態系等に係る被害を防止するため、必要に応じ条件を付すことができることとした（法第9条の2第6項）。許可の有効期間、放出等をすることができる特定外来生物の数量の制限、放出等に係る届出（放出を行ったことの報告等）などについての条件が想定される。

なお、許可の有効期間及び放出等することができる特定外来生物の数量については、被害を防止する観点から必要最小限とすることとする。

⑤許可証の携帯等

放出等の許可を受けた者は、その許可に係る放出等をするときは、許可証を携帯しなければならないこととした（法第9条の2第5項）。これは、放出等をしている現場においていつでも許可名用の確認等ができるようにするためである。

⑥許可の失効

放出等の許可を受けた者が死亡したとき等について、その許可は効力を失うこととした。（規則第11条の5）

⑦特定外来生物の放出等に係る自然公園法等に基づく規制の適用除外

法第9条の2第1項の規定による許可を受けた放出等及び法第3章の規定による防除に係る放出等について、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく自然公園の特別地域若しくは特別保護地区、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく原生自然環境保全地域若しくは自然環境保全地域の特別地区又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく生息地等保護区の管理地区において行う場合については、各法律に基づく規制の適用除外とした。

したがって、これらの区域で行う放出等に係る許可の審査を行う場合には、各担当機関・部局（国定公園又は都道府県立自然公園の場合には都道府県を含む。）

と密に連携をとるとともに、当該許可について情報共有を行うこととする。

(2 b) 外来生物法第3章に規定する防除として行う放出等

外来生物法第3章に規定する防除として特定外来生物の放出等を行う場合については、外来生物法第11条第2項第3号の防除の内容として定め、同項の規定により公示することとした。

なお、主務大臣等以外の者による防除において、特定外来生物の放出等を行う場合は、外来生物法第11条に規定する特定外来生物の防除に係る公示で、防除として特定外来生物の放出等を位置付けていることが必要で、その公示された事項に即して行われるものについては、外来生物法第18条の規定による確認又は認定を受けた場合に限り認められる。認定を受けた防除における特定外来生物の放出等が公示された事項に即して行われていないと認めるときは、放出等をした当該特定外来生物の回収等の必要な措置を命ずることができることとした（法第20条第3項）。この命令による回収その他の必要な措置を執るために行う特定外来生物の一時的な保管又は運搬については、外来生物法第4条の飼養等の禁止の適用除外とした（規則第2条）。

(3) 措置命令、報告徴収及び立入検査等（法第9条の3、第10条関係）

従来、飼養等の許可を受けている者に対する措置命令等が規定されているのみであったのに加え、法第4条、第8条及び第9条の規定に違反し、許可無く飼養等、譲渡し等又は放出等をした者に対しても、生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、飼養等の中止又は放出等をした特定外来生物の回収等を命ずることができることした。

また、放出等の許可が創設されたことを受け、放出等の許可を受けている者に対して、特定外来生物の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め（法第10条第1項）、又は特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした（同条第2項）。加えて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、放出等の許可の条件に違反した者等に対して、放出等をした特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命じることができることとし（法第9条の3第1項）、さらに、当該命令に従わない場合等において、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その許可を取り消すことができることとした（同条第2項）。

加えて、これらの措置命令による回収その他の必要な措置を執るために行う特定外来生物の一時的な保管又は運搬については、外来生物法第4条の飼養等の禁止の適用除外とした（規則第2条）。

(4) 占有者等不明地における防除の手続（法第13条第4項関係）

近年、所有者等の所在が分からぬ土地が増加しており、それらの土地においても適正な防除の実施を進める必要があることから、占有者等が不明な土地又は水面において防除を行う場合にあっては、その通知の内容をその土地、水面等の所在地に属する市町村役場に掲示し、あわせてその要旨及び掲示した旨を官報に掲載することで、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から14日を経過した日に、その通知は相手方に到達したものとみなすこととした。

なお、この規定は、地方公共団体が主務大臣の確認を受けて行う防除についても準用され、この場合において、市町村役場への掲示及び地方公共団体の公報への掲載を行うこととした。

(5) 輸入品等の検査及び消毒・廃棄命令（法第4章の2関係）

輸入品又はその容器包装（以下「輸入品等」という。）等に特定外来生物又は未判定外来生物（以下「特定外来生物等」という。）が付着し、又は混入していることがある。

法第7条の規定により、飼養等の許可なく特定外来生物を輸入することは禁止されているが、特定外来生物の国内への侵入を確実に防ぐため、特定外来生物等が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品等があると認めるときには、当該輸入品等の所在する土地、倉庫、船舶又は航空機に立ち入り、当該輸入品の検査、関係者への質問又は検査のために必要な最小量に限り無償で集取できることとした（法第24条の2第1項）。なお、輸入品等の検査を行う場合としては、植物防疫所及び税関等の輸入通関時の検査において特定外来生物等と疑われる生物の付着又は混入が確認された場合等が想定される。

また、検査の結果、輸入品等に特定外来生物等が付着し、又は混入しているときは、当該輸入品等について、消毒若しくは廃棄をし、又は当該輸入品を所有し、若しくは管理している者に対して、消毒若しくは廃棄を命ずることができることとした（法第24条の2第2項）。

この命令により輸入品等を消毒し、又は廃棄するために行う特定外来生物の一時的な保管又は運搬については、法第4条の飼養等の禁止の適用除外とした（規則第2条）。

なお、これらの検査及び消毒・廃棄命令の権限については、特定外来生物被害防止取締官が行うこととした（法第26条）。

また、消毒・廃棄の命令については、行政不服審査法による不服申立てをすることができないこととした（法第24条の4）。これは、行政不服審査法による不服申立てが行われた場合、申立てに対する処分が決定するまでの期間、当該輸入品等が港湾等に保管されることとなり、この間に付着等していた特定外来生物等が逸出・国内に侵入し、被害が発生するおそれがあるためである。

①消毒・廃棄の命令の手続（規則第29条の2、第29条の3関係）

輸入品等を消毒したため当該輸入品を著しく毀損したとき等には、これを所有し、

又は管理する者に対してその旨を通知し、これらの者の要求があったときは証明書を交付しなければならないこととした。

また、消毒又は廃棄の命令については、口頭で行うことを行っているが、命令を受けた者の要求があったときは消毒又は廃棄命令書を交付しなければならないこととした。

②消毒・廃棄の命令の基準（規則第29条の4）

消毒・廃棄の命令の基準は、あらかじめ、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者の意見を聴き、特定外来生物の種類ごとに、付着又は混入が確認された輸入品等の品目に応じ、主務大臣が別に告示で定めるこ^ととしている（法第24条の3第2項）。この具体的な基準については、現在検討中であり、今後定められる予定である。

なお、特定外来生物等の付着又は混入が確認された輸入品等について、基本的に当該輸入品等の管理者等が輸入を希望する場合には（積み戻しも行うことができる。）、消毒を命令し、十分に取り除かれた上で通関させ、十分に取り除くことができる方法が存在しない等の場合には、滅却等の廃棄を命ずることが想定される。また、物理的な捕獲等の任意の方法によって十分に取り除くことが可能であり、その確認も容易な特定外来生物等の場合、植物防疫法等の他法令に基づく処分により特定外来生物等が十分に取り除かれる場合、自主的に廃棄される場合等には、法に基づく消毒又は廃棄の命令は行わないことが想定される。

（6）その他

①罰則（法第32条、第33条、第35条関係）

特定外来生物の放出等の許可の規定が新たに設けられたこと等に伴い、罰則について所要の改正を行った。

②権限の委任（規則第36条関係）

法及び規則に規定する主務大臣の権限のうち、放出等の許可等について地方支分部局の長に委任することとした。

③飼養等の禁止の適用除外の追加（規則第2条関係）

法第4条に基づく飼養等の禁止の適用除外として、法第9条の3第1項等の規定に基づく命令による措置を執るために行う一時的な保管又は運搬を追加したほか、鳥獣保護法の規定に基づき特定外来生物である鳥獣を捕獲等した際に、その処分のためにやむを得ず一時的な保管又は運搬をする場合があり、鳥獣保護法第9条第1項、第11条第1項又は第13条第1項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するための一時的な保管又は運搬についても追加した。

2. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成 17 年政令第 169 号。以下「施行令」という。）の一部改正（特定外来生物等の追加指定）

（平成 26 年政令第 201 号）

（1）特定外来生物の追加指定（施行令第 1 条、別表第 1、別表第 2 関係）

法第 2 条第 1 項の政令で定める特定外来生物として、施行令別表第 1 に新たに以下の生物を追加した。

- ・ブランタ・カナデンシス（カナダガン）
- ・ルドヴィギア・グランディフロラ（※オオバナミズキンバイなどを含む種）
- ・スバルティナ属全種（※このうち、スバルティナ・アングリカは既に特定外来生物に指定されている。）

また、法改正により、外来生物には、その生物が交雑することにより生じた生物が含まれることから、これを踏まえ、法第 2 条第 1 項で定める特定外来生物として、施行令別表第 2 に新たに以下の生物を追加した。

- ・マカカ・キュクロピス（タイワンザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雑することにより生じた生物
- ・マカカ・ムラタ（アカゲザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雑することにより生じた生物
- ・モロネ・クリュソップス（ホワイトバス）とモロネ・サクサティリス（ストライプトバス）が交雫することにより生じた生物（※通称「サンシャインバス」）

なお、異なる種に属する生物が交雫することにより生じた生物は、「種」に分類されないため、交雫することにより生じた生物を施行令別表第 1 に掲げることはできないことから、今回、交雫することにより生じた生物を特定外来生物に追加するに当たり、特定外来生物に指定する交雫により生じた生物を生む種の組み合わせを、新たに施行令別表第 2 として規定した。また、交雫することにより生じた生物については、その生物の子孫を含むと明示した。

（2）器官の追加（施行令第 3 条、別表第 3 関係）

特定外来生物として指定される生物の器官のうち、個体に再生し、繁殖することが可能なのは、以下のものであるため、これを施行令別表第 3 に追加した。

- ・ルドヴィギア・グランディフロラの茎及び根
- ・スバルティナ属全種の茎及び根（※このうち、スバルティナ・アングリカの茎及び根については、既に特定外来生物に指定されている。）

3. 特定外来生物の追加指定に伴う特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部改正

（平成 26 年農林水産省・環境省令第 2 号）

（1）未判定外来生物の追加（規則第 28 条、別表第 1、別表第 2 関係）

特定外来生物の追加指定に伴い、未判定外来生物となる外来生物として、規則別表第1及び別表第2に新たに以下の生物を追加した。なお、交雑することにより生じた生物については、その生物の子孫を含むと明示した。

- ・プランタ属に属する種のうちプランタ・カナデンシス（カナダガン）、プランタ・フチンスィイ・レウコパレイア（シジュウカラガン）及びプランタ・フチンスィイ・ミニマ（ヒメシジュウカラガン）及びプランタ・ベルニクラ（コクガン）以外のもの
- ・マカカ属に属する種が同属に属する異なる種と交雫することにより生じた生物のうちマカカ・キュクロピス（タイワンザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雫することにより生じた生物及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）がマカカ・フスカタ（ニホンザル）と交雫することにより生じた生物以外のもの
(※これにより、マカカ属に属する種の種間交雫により生じた生物は全て、特定外来生物か未判定外来生物となる)
- ・モロネ科に属する種が同科に属する異なる種と交雫することにより生じた生物のうちモロネ・クリュソップス（ホワイトバス）とモロネ・サクサティリス（ストライプトバス）が交雫することにより生じた生物以外のもの
(※これにより、モロネ科に属する種の種間交雫により生じた生物は全て、特定外来生物か未判定外来生物となる)

(2) 種類名証明書の添付が必要な生物（規則第30条、別表第3、別表第4関係）

特定外来生物及び未判定外来生物の追加指定に伴い、種類名証明書の添付が必要な生物となる外来生物として、別表第3及び別表第4に新たに以下の生物を追加した。なお、交雫することにより生じた生物については、その生物の子孫を含む。

- ・ルドゥイギア属（チョウジタデ属）全種
- ・マカカ属に属する種が同属に属する異なる種と交雫することにより生じた生物
- ・モロネ科に属する種が同科に属する異なる種と交雫することにより生じた生物
なお、交雫することにより生じた生物については、種類名証明書にその掛け合わせの種名が明記されている必要がある。

4. 特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等の一部改正

(平成26年環境省告示第76号)

- (1) マカカ・キュクロピス（タイワンザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雫することにより生じた生物及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雫することにより生じた生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を、当該生物の特徴等の実態を踏まえ、既指定のマカカ・キュクロピス（タイワンザル）等と同等のものとした。
- (2) モロネ・クリュソップス（ホワイトバス）とモロネ・サクサティリス（ストライプトバス）が交雫することにより生じた生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を、当

該生物の特徴等の実態を踏まえ、既指定のモロネ・クリュソップス（ホワイトバス）等と同等のものとした。

- (3) ルドヴィギア・グランディフロラに係る特定飼養等施設の基準の細目等を、当該種の特徴等の実態を踏まえ、既指定のアルテルナンテラ・フィロクセロイデス（ナガエツルノゲイトウ）等と同等のものとした。
- (4) スバルティナ属全種（スバルティナ・アングリカを除く。）に係る特定飼養等施設の基準の細目等を、当該種の特徴等の実態を踏まえ、既指定のスバルティナ・アングリカと同等のものとした。

5. 防除の公示の一部改正

- (1) マカカ・キュクロピス（タイワンザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雑することにより生じた生物等、新たに特定外来生物に指定した6種類の追加
- ・「ハリネズミ属等の防除に関する件」の防除の対象に、マカカ・キュクロピス（タイワンザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雫することにより生じた生物及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雫することにより生じた生物（それぞれの生物の子孫を含む。）を追加する。
 - ・「ガビチョウ等の防除に関する件」の防除の対象に、プランタ・カナデンシス（カナダガン）を追加する。
 - ・「ノーザンパイク等の防除に関する件」の防除の対象に、モロネ・クリュソップス（ホワイトバス）とモロネ・サクサティリス（ストライプトバス）が交雫することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）を追加する。
 - ・「ボタンウキクサ等の防除に関する件」の防除の対象に、ルドヴィギア・グランディフロラ及びスバルティナ属全種を追加する。
- (2) スバルティナ属全種を新たに指定したことによる、スバルティナ・アングリカの防除に関する件の廃止
- ・「スバルティナ・アングリカの防除に関する件」を廃止する。

6. 施行日

平成26年6月11日

(施行令、施行規則及び防除の告示のうち、プランタ・カナデンシス（カナダガン）に係る改正規定は、同年8月1日)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (外来生物法)の一部を改正する法律について

法律の概要

- 外来生物による我が国の生態系等の被害を防止するため、特定外来生物の飼養、運搬、輸入等を規制するとともに、国等が防除等の措置を講ずるもの。

改正の必要性

- 現行法では、「外来生物」とは本来の生息地を海外に有するものと定義されていることから、異なる特定外来生物を人為的に交雑させて生じた生物や、特定外来生物と在来種が交雑して生じた生物はこれに該当しないため、規制対象にできない。



- 現行法では、特定外来生物の放出が禁止されているため、特定外来生物の個体に発信器を取り付けて野生下で行動調査を実施するなどの防除手法の開発を目的とした学術研究が実施できない。
- 輸入物資に特定外来生物が付着・混入している場合に、輸入者に消毒等の必要な対処を求める規定がない。

改正内容

- (1) 外来生物の定義を改め、特定外来生物が交雑して生じた生物についても特定外来生物に指定することとする。
 - (2) 防除の推進に資する学術研究のための特定外来生物の放出については、環境大臣等が許可することとする。
 - (3) 輸入物資に付着・混入している特定外来生物の消毒方法の基準を定めるとともに、環境大臣等が輸入者に対し消毒等の措置を命令することとする。
- ※公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行する。

我が国の野生生物の保護と管理の一層の推進

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

(平成十六年法律第七十八号)

注 平成二十五年六月十一日法律第三十八号改正現在

目次

（定義等）

第一条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に

導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む。）

第二章 特定外来生物の防除（第十一条 第十一条）

第三章 特定外来生物（第二十一条 第二十四条）

第四章 未判定外来生物（第二十一条 第二十四条）

第五章 輸入品等の検査等（第二十四条の一 第二十四条の四）

第六章 罰則（第三十二条 第三十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに

、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展

に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

2 この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生

命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

3 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案を

するときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（特定外来生物被害防止基本方針）

第三条 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下「特定外来生物被害防止基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

四 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要な事項

3 主務大臣は、特定外来生物被害防止基本方針について第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、特定外来生物被害防止基本方針の変更について準用する。

第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制

（飼養等の禁止）

第四条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合

二 次章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

（飼養等の許可）

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の申請に係る飼養等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

一 飼養等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。

二 飼養等をする者が当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。

4 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付すことができる。

5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、

当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならぬ。

(飼養等許可者に対する措置命令等)

第六条 削除

(輸入の禁止)

第七条 特定外来生物は、輸入してはならない。ただし、第五条第一項の許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物の輸入をする場合は、この限りでない。

(譲渡し等の禁止)

第八条 特定外来生物は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

(放出等の禁止)

第九条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放出、植栽又はは種（以下「放出等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は

、この限りでない。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る放出等をする場合

二 次章の規定による防除に係る放出等をする場合

(放出等の許可)

第九条の二 次章の規定による防除の推進に資する学術研究の目的で特定外来生物の放出等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る放出等をする場合

二 次章の規定による防除に係る放出等をする場合

(放出等の許可)

第九条の三 主務大臣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の

防止のため必要があると認めるときは、第四条、第五条第五項、第八条若しくは第九条の規定又は第五条第四項（前条第六項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者に

対して、その防止のため必要な限度において、当該特定外来生物の飼養等の中止、当該特定外来生物に係る飼養等の方法の改善、放出等をした当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべき」とを命ずることができる。

2 主務大臣は、第五条第一項又は前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるとときは、その許可を取り消すことができる。

（報告徴収及び立入検査）

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第五条第一項又は第九条の二第一項の許可を受けている者に対し、特定外来生物の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定外来生物の飼養等に係る施設又は放出等に係る区域に立ち入り、特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質

問せることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 特定外来生物の防除

（主務大臣等による防除）

第十一条 特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長（以下「主務大臣等」という。）は、この章の規定により、防除を行うものとする。

2 主務大臣等は、前項の規定による防除をするには、主務省令で定めるところにより、関係都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。

- 一 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 二 防除を行う区域及び期間

三 当該特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分（以下「捕獲等」という。）又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等その他の防除の内容

四 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例）

第十二条 主務大臣等が行う前条第一項の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲等については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定は、適用しない。

（土地への立入り等）

第十三条 主務大臣等は、第十一条第一項の規定による防除に必要な

限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができることとする。

2 主務大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合に

は、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えることとする。

3 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 主務大臣等は、第一項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地、水面又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示

を始めた日又は官報に掲載した日のいづれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

（損失の補償）

第十四条 国は、前条第一項の規定による行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、主務大臣等にこれを請求しなければならない。

3 主務大臣等は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

（訴えの提起）

第十五条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（原因者負担）

第十六条 国は、第十一条第一項の規定による防除の実施が必要となつた場合において、その原因となつた行為をした者があるときは、その防除の実施が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

（負担金の徴収方法）

第十七条 主務大臣等は、前条の規定により費用を負担させようとするときは、主務省令で定めるところにより、その負担させようとする費用（以下この条において「負担金」という。）の額及びその納付期限を定めて、その納付を命じなければならない。

2 主務大臣等は、前項の納付期限までに負担金を納付しない者があるときは、主務省令で定めるところにより、督促状で期限を指定して督促しなければならない。

3 主務大臣等は、前項の規定による督促をしたときは、主務省令で定めるところにより、負担金の額に、年十四・五パーセントを超えない割合を乗じて、第一項の納付期限の翌日からその負担金の完納の日又はその負担金に係る財産差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。

4 主務大臣等は、第一項の規定による督促を受けた者が、同項の督促状で指定した期限までにその納付すべき負担金及びその負担金に係る前項の延滞金（以下この条において「延滞金」という。）を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、その負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 延滞金は、負担金に先立つものとする。
(主務大臣等以外の者による防除)

第十八条 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であつて、主務省令で定めるところにより、その者に適正かつ確実に実施することができ、及び第十二条第二項の規定により公示された事項に適合している旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2 国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確実に実施することができ、及び第十二条第二項の規定により公示された事項に適合している旨の主務大臣の認定を受けることができる。

3 主務大臣は、第一項の確認をしたとき又は前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第二十条第一項又は第四項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。

4 第十二条の規定は地方公共団体が行う第一項の確認を受けた防除又は国及び地方公共団体以外の者が行う第一項の認定を受けた防除について、第十三条から前条までの規定は第一項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体について準用する。この場合において、第十三条第四項中「官報」とあるのは、「地方公共団体の公報」と読み替えるものとする。

第十九条 主務大臣は、前条第一項の認定を受けて防除を行う者に対し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求める

とができる。

第四章 未判定外来生物

第二十条 第十八条第一項の確認又は同条第一項の認定を受けて防除

を行う者は、その防除を中止したとき、又はその防除を第十一條第一項の規定により公示された事項に即して行うことができなくなつたときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る第十八条第一項の確認又は同条第一項の認定を取り消すものとする。

3 主務大臣は、第十八条第一項の認定を受けた防除におけるその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等が第十一條第一項の規定により公示された事項に即して行われていないと認めるときは、その防除を行う者に対し、放出等をした当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができ

る。

（輸入の届出）

第二十一条 未判定外来生物（在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物として主務省令で定めるもの（生きているものに限る。）をいう。以下同じ。）を輸入しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

（判定）

第二十二条 主務大臣は、前条に規定する届出があつたときは、その届出を受理した日から六月以内に、その届出に係る未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

（輸入の制限）

第二十三条 未判定外来生物を輸入しようとする者は、その未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の前条の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならない。

（外国における輸出者に係る未判定外来生物）

できる。

第二十四条 未判定外来生物を本邦に輸出しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類

その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出ることができる。

2 第二十二条の規定は、前項に規定する届出について準用する。

第四章の一 輸入品等の検査等

(輸入品等の検査等)

第二十四条の一 主務大臣は、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品又はその容器包装（以下「輸入品等」という。）があると認めるときは、その職員に、当該輸入品等の所在する土地、倉庫、船舶又は航空機に立ち入り、当該輸入品等を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該輸入品等を無償で集取させることができる。

2 前項の規定による検査の結果、輸入品等に特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該輸入品等を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対してこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任規定)

第二十四条の三 前条第一項の規定による命令の手続及び基準は、主務省令で定める。

2 主務大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、

生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者の意見を聽かなければならない。

(不服申立て)

第二十四条の四 第二十四条の一第一項の規定による命令については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

第五章 雑則

(輸入のための証明書の添付等)

第二十五条 特定外来生物又は未判定外来生物に該当しないことの確認が容易にできる生物として主務省令で定めるもの以外の生物（生きているものに限る。）は、当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

2 前項の証明書の添付を要する生物は、主務省令で定める港及び飛行場以外の場所で輸入してはならない。

(取締りに従事する職員)

第二十六条 主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備える

ものに、第九条の三第一項、第十条第一項若しくは第二

十四条の一第一項若しくは第一項に規定する権限の一部を行わせる

ことができる。

- 2 前項の規定により主務大臣の権限の一部を行う職員（次項において「特定外来生物被害防止取締官」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 前一項に規定するもののほか、特定外来生物被害防止取締官に關し必要な事項は、政令で定める。

（科学的知見の充実のための措置）

- 第二十七条 国は、外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の理解の増進）

- 第二十八条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、特定外来生物の防除等に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（主務大臣等）

- 第二十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣とする。ただし

、農林水産業に係る被害の防止に係る事項については、環境大臣及

び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（権限の委任）

第二十九条の一 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（経過措置）

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）を定めることができる。

（主務省令への委任）

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第六章 罰則

第三十二条 次の各号のこずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外来生物の飼養等をした者

- 二 偽りその他不正の手段により第五条第一項又は第九条の一第一項の許可を受けた者

三 第七条又は第九条の規定に違反した者

四 第八条の規定に違反して、特定外来生物の販売又は頒布をした者

五 第九条の二第一項又は第二十四条の二第一項の規定による命令に違反した者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条又は第八条の規定に違反した者（前条第一号又は第四号に該当する者を除く。）

二 第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の飼養等をした者

三 第九条の二第六項において準用する第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の放出等をした者

四 第二十一条第二項の規定による命令に違反した者

五 第二十三条の規定に違反した者

第三十四条 第二十一条第一項又は第二項の規定に違反した者は、五

十万円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした

者

二 第十条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第二十四条の二第一項の規定による立入検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、第三十一條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第三十一条 一億円以下の罰金刑
- 二 第三十三条 五千万円以下の罰金刑
- 三 前二条 各本条の罰金刑

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(命令に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前にこの法律による改正前の第六条第一項の規定によりした命令は、この法律による改正後の第九条の三第一項の規定によりした命令とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

(動物の愛護及び管理に関する法律の一一部改正)

第六条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第六号中「若しくは第五号」を「若しくは第四号」に改める。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき規制される生物のリスト
今回追加指定関係箇所の抜粋

2014/6/11指定

2014/8/1指定

1. 動物

分類群	目	科	属	特定外来生物	未判定外来生物	種類名証明書の添付が必要な生物
哺乳類 Mammalia	霊長目 (サル目) Primates	オナガザル Cercopithecidae	マカカ Macaca	・タイワンザル (<i>M. cyclopis</i>) ・カニクイザル (<i>M. fascicularis</i>) ・アカゲザル (<i>M. mulatta</i>) ・タイワンザル × ニホンザル (<i>M. cyclops</i> × <i>M. fuscata</i>) ・アカゲザル × ニホンザル (<i>M. mulatta</i> × <i>M. fuscata</i>)	・ <i>Macaca</i> 属の全種 ただし、次のものを除く。 ・タイワンザル ・カニクイザル ・アカゲザル ・ニホンザル (<i>M. fuscata</i>)	・ <i>Macaca</i> 属の全種
鳥綱 Aves	カモ目 Anseriformes	カモ科 Anatidae	ブランタ Branta	・カナダガン (<i>B. canadensis</i>)	・ <i>Macaca</i> 属に属する種間の交雑により生じた生物 ただし、次のものを除く。 ・タイワンザル×ニホンザル ・アカゲザル×ニホンザル	・ <i>Macaca</i> 属に属する種間の交雫により生じた生物
条鰭亜綱 (魚類) Osteichthyes	スズキ Perciformes	モロネ (狭義) Moronidae	モロネ Morone	モロネ科の他の全属 なし	・ブランタ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・カナダガン (<i>B. canadensis</i>) ・シジュウカラガン (<i>B. ruhutchinsii</i> , <i>Leucopareia</i>) ・ヒメシジュウカラガン (<i>B. h.</i> , <i>minima</i>) ・コクガン (<i>B. bernicla</i>)	・ブランタ属の全種

2. 植物

維管束植物 Tracheophyte	離弁花類 Caryophyllales	アカバナ Onagraceae	ルドヴィギア (チョウジタデ) <i>Ludwigia</i>	・ルドヴィギア・グランドィフロラ (オオバナミズキンバイ等) (<i>L. grandiflora</i>)	なし	・チョウジタデ属の全種
	単子葉植物 Liliopsida	イネ Poaceae	スバルティナ <i>Spartina</i>	・スバルティナ属全種 (<i>Spartina</i> spp)	なし	・ <i>Spartina</i> 属の全種

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令

(平成十七年政令第百六十九号)

注 平成二十六年五月三十日政令第二百一号改正現在
網掛け箇所は平成二十六年八月一日から施行

（政令で定める外来生物）

第一条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
(以下「法」という。) 第二条第一項の政令で定める外来生物は、

次に掲げる生物とする。
一 別表第一の下欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。以下同じ。)

に属する生物

二 別表第二の中欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の下欄
に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物(その
生物の子孫を含む。)

(個体に含まれるもの)

第三条 法第二条第一項の個体に含まれる政令で定めるものは、胞子

とする。

(政令で定める外来生物の器官)

第三条 法第二条第一項の政令で定める器官は、別表第三の上欄に掲
げる外来生物の種の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める器官
とする。

(特定外来生物被害防止取締官の資格)

第四条 法第二条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいづ
れかに該当することとする。

一 通算して三年以上生物による生態系等に係る被害の防止に關す
る行政事務に從事した者であること。
二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学若し
くは高等専門学校において生物学、農学、林学、水産学、造園学
その他生物による生態系等に係る被害の防止に關して必要な課程

を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認めら
れる者であつて、通算して一年以上生物による生態系等に係る被
害の防止に關する行政事務に從事したものであること。

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十七年六月一日)から施
行する。

附 則 (平成十七年政令第三百六十一号)

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年二月一日から施行する。ただし、次
条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条

この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被
害の防止に関する法律施行令(以下「新令」という。)別表第一

の下欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。以下同じ。)のうちこの
政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被
害の防止に関する法律施行令(以下「旧令」という。)別表第一の下欄に掲
げられていないもの及び新令別表第二の上欄に掲げる外来生物の種
の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める器官のうち旧令別表第二
の上欄に掲げる外来生物の種の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定
められていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物に
よる生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「法」という。)

第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(以
下「施行日」という。)前においても、その許可の申請をする

ことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施
行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。
別表第一(第一条関係)

科名	種	名
第一 動物界		
一 哺乳綱		
(一) カンガルー目		
クスクス科	トリコスルス・ヴルペクラ(フクロギツネ)	
(二) 食虫目		
はりねずみ科	エリナケウス属(ハリネズミ属)全種	
(三) 靈長目		
科	マカカ・キクロピス(タイワンザル) マカカ・ファスキクラリス(カニクイザル) マカカ・ムラタ(アカゲザル)	
(四) 聾齒目		
ヌートリア科	ミュオカストル・コイプス(ヌートリア)	
りす科	カルロスキウルス・エリュトラエウス(クリバラリスト)	
カルロスキウルス・フィンライソニーイ(フィンレイソンリスト)		
プテロミユス・ウォランス(タイリクモモンガ)のうちプテロミユス・ウォランス・オリイ(エゾモモンガ)以外のもの		
スキウルス・カロリネンシスイス(トウブハイイロリス)		
スキウルス・ヴルガリス(キタリス)のうちスキウルス・ヴルガリス・オリエンティス(エゾキウルス・ダマ属(ダマシカ属)全種		
エラフルス・ダヴィディアヌス(シフゾウ)		

ねずみ科	オンドトラ・ズイベティクス(マスクラット)	リス)以外のもの
(五) 食肉目	プロキュオン・ロトル(アライグマ)	
あらいぐま科	ムステラ・ヴィソン(アメリカミンク)	
いたち科	ヘルペステス・アウロブンクタトウス(フイリ	
マングース科	マングース	
科	ヘルペステス・ヤヴァニクス(ジャワマングース)	
マングース	ムンゴス・ムンゴ(シママングース)	
(六) 偶蹄目		
しか科	アクシスイス属(アキシスジカ属)全種	
	ケルヴス属(シカ属)に属する種のうちケルヴス・ニポン・ケントラリス(ホンシユウジカ)	
	、ケルヴス・ニポン・ケラマエ(ケラマジカ)	
	、ケルヴス・ニポン・マゲシマエ(マゲシカ)	
	、ケルヴス・ニポン・ニポン(キュウシユウジカ)	
	、ケルヴス・ニポン・ブルケルルス(ツシマジカ)	
	、ケルヴス・ニポン・ヤクシマエ(ヤクシカ)	
	及びケルヴス・ニポン・イエソエンス	
	イス(エゾシカ)以外のもの	
ダマ属(ダマシカ属)全種		
エラフルス・ダヴィディアヌス(シフゾウ)		

五 条 鰆 亞 綱	科 あおがえる	科 あかがえる	科 ゆびながが える科	科 あまがえる	科 オステオピルス・セブテントリオナリス(キュ ーバズツキガエル)	科 ブフオ・コグナトウス(プレーインズヒキガエル) ブフオ・グタトウス(キンイロヒキガエル) ブフオ・マリヌス(オオヒキガエル) ブフオ・ブンクタトウス(アカボシヒキガエル) ブフオ・クエルキクス(オークヒキガエル) ブフオ・スペキオスス(テキサスヒキガエル) ブフオ・テュフォニウス(コノハヒキガエル)	科 ひきがえる	科 四 両生綱 無尾目	くさりへび 科 プロトボトロプス・ムクロスカマトウス(タイ ワンハブ)
	ゴ ガ エル	ポ リ ユ ペ ダ テ ス ・ レ ウ コ ミ コ ス タ ク ス (シ ロ ア	ス ガ エル	ラ ナ ・ カ テ ス ベ イ ア ナ (ウ シ ガ エル					

(一) なまず目	イクタルル ス科	イクタルルス・ブンクタトウス(チャネルキヤ ツトフィッシュ)
(二) かわかます目	かわかます 科	エソクス・ルキウス(ノーザンパイク) エソクス・マスクイノンギュ(マスキーパイク)
(三) かだやし目	かだやし科	ガンブスイア・アフィニス(カダヤシ)
(四) すずき目	サンフィッシュ ユ科	レポミス・マクロキルス(ブルーギル) ミクロプロテルス・サルモイデス(オオクチバス) モロネ・クリュソップス(ホワイトバス)
モロネ科	モロネ・サクサティリス(ストライプトバス)	モロネ・クリュソップス(ホワイトバス)
パーチ科	ペルカ・フルヴィニアティリス(ヨーロピアンパ ーチ)	ペルカ・フルヴィニアティリス(ヨーロピアンパ ーチ)
けつぎよ科	サンデル・ルキオペルカ(パイクパーク)	サンデル・ルキオペルカ(パイクパーク)
六くも綱	スイニペルカ・クアトスイ(ケツギョ) スイニペルカ・スケルゼリ(コウライケツギョ)	スイニペルカ・クアトスイ(ケツギョ) スイニペルカ・スケルゼリ(コウライケツギョ)
(一) さそり目	きょくとう さそり科	きょくとうさそり科全種
も科	じょうじぐ (一) くも目	アトラクス属全種 ハドロニユケ属全種

いとぐも科	ひめぐも科	アスタークス属全種 パキファスタクス・レニウスクルス(ウチダザ リガニ)
七甲殻綱	七甲殻綱	オルコネクテス・ルステイクス(ラステイーク レイフィッシュ)
ざりがに科	ざりがに科	アメリカザ リガニ
えび目	えび目	ケラクス属全種
科	科	がに科 りがに科
科	もくずがに	がに科 みなみざり
八昆蟲綱	八昆蟲綱	エリオケイル属(モクズガニ属)に属する種の うちエリオケイル・ヤボニカ(モクズガニ)以 外のもの
こがねむし (一) 甲虫目	こがねむし (一) 甲虫目	ケイロトヌス属(テナガコガネ属)に属する種 のうちケイロトヌス・ヤンバル(ヤンバルテナ

科	（二） みつばち科	（一） はち目	ガコガネ）以外のもの	エウキルス属（クモテナガコガネ属）全種	プロボマクルス属（ヒメテナガコガネ属）全種	
科	（一） いがい科	（一） いがい目	リネピテマ・フミレ（アルゼンチンアリ）	ソレノプシス・ゲミナタ（アカカミアリ）	ソレノプシス・インヴィクト（ヒアリ）	ボンブス・テルリストリス（セイヨウオオマルハナバチ）
科	（一） 一枚貝綱	（一） いがい目	リムノペルナ属（カワヒバリガイ属）全種	ドレイセナ・ブゲンシス（クワッガガイ）	ドレイセナ・ポリュモルファ（カワホトトギスガイ）	
科	（一） 腹足綱	（一） まいまい目	まるすだれがい目	ドレイセナ・ブゲンシス（クワッガガイ）	ドレイセナ・ポリュモルファ（カワホトトギスガイ）	
科	スピラクス イダエ科	エウグランディナ・ロセア（ヤマヒタチオビ）				
科	（一） 潴虫綱	三岐腸目				
科	やりがたり くうずむし	プラテュデムス・マノクワリ（ニユーギニアヤリガタリクウズムシ）				

別表第二（第一条関係）

第二 植物界	ひゆ科	アルテルナンテラ・フィロクセロイデス（ナガエツルノゲイトウ）
せり科	ヒュドロコティレ・ラヌンクロイデス（ブラジルチドメグサ）	ピステイア・ストラティオテス（ボタンウキクサ）
さといも科	アゾルラ・クリスタタ	
あかうきく きく科	コレオプシス・ランケオラタ（オオキンケイギク） ギュムノコロニス・スピラントイデス（ミズヒマワリ） ルドベキア・ラキニアタ（オオハンゴンソウ） セネキオ・マダガスカリエンシス（ナルトサワギク） スイキユオス・アングラトウス（アレチウリ） ミュリオフユルルム・アクアティクム（オオフサモ） ルドウイギア・グランティフロラ スバルティナ属全種	
ぐさ科 あかばな科 いね科 ごまのはぐ さ科	ヴェロニカ・アナガルリス オカワヂシャ	括弧内に記載する呼称は、和名である。
備考		

科名	種名	種名
第一 動物界		
一 哺乳綱		
靈長目		
科 おながざる	マカカ・キユクロピ ス(タイワンザル)	マカカ・フスカタ(ニホンザル)
二 条鰯亞綱 すずき目	マカカ・ムラタ(アカゲザル)	マカカ・フスカタ(ニホンザル)
モロネ科	モロネ・クリュソブ ス(ホワイトバス)	モロネ・サクサティ リス(ストライプト バス)
備考	括弧内に記載する呼称は、和名である。	括弧内に記載する呼称は、和名である。

別表第三（第一條関係）

	種	名	器官
アルテルナンテラ・フィロクセロイデス(ナガエツルノゲイトウ)			
ヒュドロコティレ・ラヌンクロイデス(ブラジルチドメグサ)	茎、根	茎、根	
ピステイア・ストラティオテス(ボタンウキクサ)			
アゾルラ・クリスタタ			
コレオプスイス・ランケオラタ(オオキンケイギク)			

ギュムノゴロニース・スピラントイデス(ミズヒマワリ)	根	莖、根
ルドベキア・ラキニアタ(オオハンゴンソウ)		
セネキオ・マダガスカリエンシス(ナルトサワギク)		
ミュリオフュルルム・アクアティクム(オオサモ)		
ルドヴィギア・グラントイフロラ		
スバルティナ属全種		
ヴェロニカ・アナガルリス アクアティカ(オオカワチシャ)	根	莖、根
備考 括弧内に記載する呼称は、和名である。		

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行								
<p>（政令で定める外来生物）</p> <p>第一条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の政令で定める外来生物は、次に掲げる生物とする。</p> <p>一 別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物</p> <p>二 別表第二の中欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の下欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）</p> <p>（政令で定める外来生物の器官）</p> <p>第三条 法第二条第一項の政令で定める器官は、別表第三の下欄に掲げる外来生物の種の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める器官とする。</p> <p>別表第一（第一条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科名</th><th>種名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一 動物界</td><td></td></tr> </tbody> </table>	科名	種名	第一 動物界		<p>（政令で定める外来生物）</p> <p>第一条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の政令で定める外来生物は、別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物とする。</p> <p>（政令で定める外来生物の器官）</p> <p>第三条 法第二条第一項の政令で定める器官は、別表第二の下欄に掲げる外来生物の種の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める器官とする。</p> <p>別表第一（第一条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科名</th><th>種名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一 動物界</td><td></td></tr> </tbody> </table>	科名	種名	第一 動物界	
科名	種名								
第一 動物界									
科名	種名								
第一 動物界									

二 鳥 綱	(略)						
(一) かも目							
かも科							
(二) すずめ目							
(略)							
三 一 (略)							
第二 植物界							
第二 植物界							
あかば な	(略)						
科							
いね科							
スバルティナ属全種							
(略)							
備考 (略)							
第一 動物界							
第一 哺乳綱							
靈長目							
二 哺乳綱							
おなが ざ							
る科							
マカカ・キュクロピス(タ イワNZル)	マカカ・フスカタ(ニホン ザル)	マカカ・フスカタ(ニホン ザル)	マカカ・キュクロピス(タ イワNZル)	マカカ・キュクロピス(タ イワNZル)	マカカ・キュクロピス(タ イワNZル)	マカカ・キュクロピス(タ イワNZル)	マカカ・キュクロピス(タ イワNZル)

別表第一(第一条関係)

二 鳥 綱	(略)						
(略)	(略)						
三 一 (略)							
第二 植物界							
第二 植物界							
いね科							
スバルティナ・アングリカ							
(略)							
備考 (略)							

モロネ科	モロネ・クリュソップス(ホ ワイトバス)	モロネ・サクサティリス(ス トライプトバス)
二 条鰐亞綱 すずき目	ル	ザル()

別表第三（第三条関係）

種	名	器官
(略)		
ルドウイギア・グランディフロラ		
スバルティナ属全種		
ヴェロニカ・アナガルリス アクアティカ(オオ力 ワヂシヤ)		
備考 括弧内に記載する呼称は、和名である。	根	茎、根

別表第二（第三条関係）

種	名	器官
(略)		
スバルティナ・アングリカ		
ヴェロニカ・アナガルリス アクアティカ(オオ力 ワヂシヤ)		
根	茎、根	

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則

(平成十七年五月二十五日 農林水産省 環境省 令第一号)

注 平成二十六年六月十日農林水産省・環境省令第一号改正現在
網掛け箇所は平成二十六年八月一日から施行

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（飼養等の禁止の適用除外）

第二条 法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴つて飼養等をするものであること。

二 警察法（昭和二十九年法律第百六十一号）第一条第一項に規定する警察の責務として飼養等をするものであること。

三 檢察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第四条に規定する検察官の職務として飼養等をするものであること。

四 特定外来生物の指定の際現に行つている国又は地方公共団体による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で実施されるものに伴つて飼養等をするものであること。

五 農林水産省又は環境省の職員が法に係る業務に伴つて飼養等をするものであること。

六 厚生労働省、都道府県、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市、特別区又は食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十三条第一項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関の職員が

同法の規定に基づく検査その他これらに類する検査に伴つて保管又は運搬をするものであること。

七 植物防疫官が植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第八条又は第十条に基づく植物防疫所の業務に伴つて飼養等をするものであること。

八 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）

第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴つて飼養等をするものであることを。

九 税関職員が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十条に基づく税関の業務に伴つて飼養等をするものであること。

十 法第五条第一項の許可を受けた者が第十条各号のいずれかに該当するに至った場合で、それぞれ当該各号に定める者が、当該各号に該当するに至った日（同条第一号の場合にあっては、その事實を知った日）から六十日を超えない範囲で、その許可に係る特定外来生物の飼養等をするものであること。

十一 第四号の業務を補助するため主務大臣が定める者が行う業務に伴つて飼養等をするものであること。

十二 地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い、緊急に引き取り、処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。

十三 法第九条の三第一項又は第二十条第三項の規定に基づく命令による回収その他の必要な措置を執るために一時的に保管又は運搬をするものであること。

十四 法第二十四条の一第二項の規定に基づく命令により消毒し、

十五 又は廃棄するために一時に保管又は運搬をするものであること。

十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百

三十七号) その他の関係法律及びこれらの規定に基づく命令の規定により行う廃棄物の処理に伴つて保管又は運搬をするものであること。

十七 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第九条第一項、第十一項又は第十三条第一項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するため一時的に保管又は運搬をするものであること。

十八 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百一十九号)第三十五条第一号に規定する飲食店営業について食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けた者が、食用に供するために、特定飼養等施設とともに譲り受け、当該施設内において保管をするものであること。

十九 特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物の飼養等をしている者であつて、当該飼養等について法第五条第一項の許可がなされていないものが当該指定の日から六月(その期間が終了するまでに当該飼養等に係る許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで)を超えない範囲で当該特定外来生物の飼養等をするものであること。

二十 特定外来生物の指定の際現に行っている国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項、第十一項第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて実施されるものに伴つて飼養等をするものであること。

(飼養等の目的)

第三条 法第五条第一項の主務省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示

教育
生業の維持

四三二 特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛がん又は観賞

五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的

(飼養等の許可の申請)

第四条 法第五条第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)

二 飼養等をしようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項

イ 特定外来生物の種類
ロ 数量

三 飼養等をする目的
イ 飼養等の主たる取扱者の住所、氏名及び職業(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

四 飼養等施設に係る次に掲げる事項
イ 施設の所在地
ロ 施設の規模及び構造

五 特定外来生物の管理方法に係る次に掲げる事項
イ 飼養等の主たる取扱者の住所、氏名及び職業(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

六 申請に係る特定外来生物の飼養等を既に行っている場合には、当該特定外来生物の数量及び当該特定外来生物に係る第八条第二号に規定する措置内容に係る情報

(3) 特定飼養等施設の点検方法
(2)(1) 特定飼養等施設の点検方法
① 特定外来生物を運搬する場合にあつては、その運搬の際の許可後に特定外来生物の飼養等が困難となつた場合の対処
② 当該特定外来生物の逸出防止措置

前項の申請書には、飼養等をしようとする施設の規模及び構造を明瞭にした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が第六条第三号から第五号までに該当しないことを証明する書類その他主務大臣が必要と認めらる事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 主務大臣は、法第五条第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4 前項の許可証の様式は、様式第一のとおりとする。

5 法第五条第一項の許可を受けた者は、第三項の許可証を失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は第七項の届出をしたときは、

6 前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
二 許可証の番号及び交付年月日
三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情

7 許可証の交付を受けた者は、第一項第一号又は同項第五号イに掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

8 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもつて遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第五項の申請をした場合は、この限りでない。

9 許可証の交付を受けた者は、主務大臣に対し、許可証の写しの交付を申請することができる。

10 法第五条第一項の許可を受けた者（第一号に掲げる場合にあつては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げる場合は、その日（第二号に掲げる者が死亡した場合にあつては、その事実を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。

一 許可を取り消されたとき。

二 許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかつた場合に限る。）し、又は解散したとき。

三 第五項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

（特定飼養等施設の基準）

第五条 法第五条第二項第一号の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度度とすること。

二 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある特定外来生物については、当該特定外来生物に係る取扱者以外の者が容易に当該特定外来生物に触れるおそれがない構造及び強度度とすること。

2 前項に定めるもののほか、基準の細目は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が告示で定める。

（飼養等の許可の基準）

第六条 法第五条第二項第一号に規定するその他の事由は、次に掲げる事由をいう。

一 飼養等をする者が特定飼養等施設を有しないこと。
二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のためにその飼養等をしようとする特定外来生物の管理方法が不適当と認められること。

三 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

四 法第九条の三第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 法人であつて、その法人の役員のうちに第一号のいずれかに該

当する者があること。

(飼養等の許可の条件)

第七条 法第五条第四項の規定による条件は、次の各号によるものとする。

一 特定外来生物の種類に応じ、許可に主務大臣の定める有効期間を設けること。

二 特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、当該特定外来生物の個体又は器官について飼養等を開始したときは、特定外来生物の個体又は器官にについて、マイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。)のその皮下への埋込み、タグ又は脚環の取付け、標識又は写真の掲示その他の当該特定外来生物について法第五条

イ 数量の変更があった特定外来生物の種類及びその変更後の数量

数量の変更があった年月日

ハ 口頭譲渡し等を行つた場合にあつては、当該譲渡し等を行つた相手方の住所、氏名、職業(相手方が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)及び許可番号及び許可年月日

ト 輸入を行つた場合にあつては、その旨

許可番号及び許可年月日

ト 数量の変更があつた特定外来生物に係る次条第一号に規定する措置内容に係る情報

チ その他主務大臣が必要と認める事項

三 みだりに繁殖させることにより適正な飼養等に支障が生じるおそれがある特定外来生物について、繁殖を制限することその他の適切な措置を講ずること。

四 前各号に掲げるもののほか、主務大臣が付するその他の条件は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために特に必要と認める事項とする。

(特定外来生物の取扱方法)

第八条 法第五条第五項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 許可に係る特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。

二 特定外来生物の個体又は器官について、マイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。)のその皮下への埋込み、タグ又は脚環の取付け、標識又は写真の掲示その他の当該特定外来生物について法第五条第一項の許可を受けていることを明らかにするための措置であつて、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定めるものを講じ、主務大臣の定めるところにより当該措置内容を主務大臣に届け出ること(既に当該措置が講じられている場合を除く。)。

三 第四条第一項第五号口に規定する管理体制を遵守すること。

四 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める取扱方法によること。

(第五種共同漁業権に係る特例)

第九条 特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物が漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六条第五項第五号に規定する第五種共同漁業を内容とする漁業権に係る水産動植物である場合は、当該漁業権の設定されている内水面(同法第八条第三項の内水面をいう。)を法第五条第三項第二号の主務省令で定める特定飼養等施設とする際の基準については、第五条の規定にかかわらず、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が別に告示で定める。

二 前項の場合における法第五条第四項の規定による飼養等の許可の条件及び同条第五項の主務省令で定める特定外来生物の取扱方法については、前二条の規定にかかわらず、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が別に告示で定める。

(飼養等の許可の失効)

第十条 法第五条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その許可は効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至った日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 死亡したとき その相続人
- 二 法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人
(譲渡し等の禁止の適用除外)
- 第十一 法第八条の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。
 - 一 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
 - 二 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者と同条第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
 - 三 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
 - 四 法第四条第一号又は第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者が、その飼養等に係る特定外来生物の譲受け又は引取りを同条各号に該当しない者から行う場合
 - 五 法第四条各号に該当しない者が、同条第一号又は第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者に対し、その飼養等に係る特定外来生物の譲渡し又は引渡しを行う場合
(放出等の許可の申請)
 - 第十二条 法第九条の二第二項の規定による許可の申請は、次の

各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
- 二 放出等をしようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項

イ 特定外来生物の種類

ロ 数量

ハ 放出等をしようとする個体の入手方法

イ 放出等をする目的

ロ 放出等に係る次に掲げる事項

ハ 放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域

イ 放出等をしようとする土地又は水面の周辺の当該特定外来生

物の生息又は生育状況並びに植生、動物相その他の生態系等の状況及び特質

ハ 放出等をしようとする期間

二 放出等の方法（繁殖制限措置を講じる場合又は発信機を取り付ける場合にあつては、その内容を含む。）

三 本放出等をしようとする土地又は水面の所有者等の同意の有無

ヘ 申請者が法人の場合にあつては、放出等の主たる実施者の住

所、氏名及び職業

五 定による許可の有無

六 放出等をしようとする特定外来生物に係る法第五条第一項の規

他法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、その許可等の有無

前項の申請書には、放出等に係る学術研究の内容を明らかにした研究計画書、放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が次条第六号から第八号までに該当することを証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

法第九条の二第一項の許可を受けた者は、第十一条の四の許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は第五項の規定による届出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。

- 4 前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
 - 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
 - 二 許可証の番号及び交付年月日
 - 三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情
 - 四 許可証の交付を受けた者は、第一項第一号又は同項第四号へに掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。
 - 五 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもつて遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第三項の規定による許可証の再交付の申請をした場合は、この限りでない。
 - 六 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもつて遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第三項の規定による許可証の再交付の申請をした場合は、この限りでない。
 - 七 法第九条の二第一項の許可を受けた者（第二号に掲げる場合にあつては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げる場合は、その日（第二号に掲げる者が死亡した場合にあつては、その事實を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。
 - 一 許可を取り消されたとき。
 - 二 許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかつた場合に限る。）し、又は解散したとき。
 - 三 第三項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。
 - 四 許可に係る放出等をする必要がなくなつたとき。

（放出等の許可の基準）

第十一条の三 法第九条の二第三項の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。
 - 二 放出等が当該放出等をしようとする土地又は水面の周辺の生態系等に係る被害を著しく拡大させるおそれがないこと。
 - 三 放出等をしようとする土地又は水面の所有者等の同意を得ていること。
 - 四 放出等に係る学術研究の内容が適切なものであり、防除の推進に資する成果が見込まれるものであること。
 - 五 放出等をしようとする特定外来生物に係る法第五条第一項に基づく飼養等の許可を受けている、又は受けられる見込みであること。
 - 六 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。
 - 七 法第九条の三第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者でないこと。
 - 八 法人であつて、その法人の役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がないこと。
- （放出等の許可証）
- 第十一条の四 法第九条の二第四項の許可証の様式は、様式第一のとおりとする。
- （放出等の許可の失効）
- 第十一条の五 法第九条の二第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その許可は効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至つた日（第一号の場合にあつては、その事實を知った日）から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 一 死亡したとき その相続人

二 法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

(法第十条第三項の証明書の様式)

第十二条 法第十条第三項の証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

(許可の申請書の添付図面等の省略)

第十三条 法第五条第一項の許可を受けた飼養等の内容の変更に係る許可の申請が、軽易なものであることその他の中止により第四条第二項の規定により申請書に添付しなければならない図面若しくは写真又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

(関係都道府県の意見聴取)

第十四条 主務大臣等は、防除の公示をしようとするときは、あらかじめ、当該防除の公示の案を関係都道府県に送付するものとする。2 関係都道府県は、前項の送付があつた場合において、法第十一条第二項の規定により主務大臣等に意見を述べようとするときは、主務大臣等が指定する期日までに意見を提出するものとする。

(公示事項)

第十五条 法第十一条第二項第四号の主務省令で定める事項は、防除の目標その他防除に際し必要な事項とする。

(防除の公示)

第十六条 法第十一条第二項の規定による公示は、同項各号に掲げる事項を、官報に掲載して行うものとする。

(法第十三条第三項の証明書の様式)

第十七条 法第十三条第三項の証明書の様式は、様式第四のとおりとする。

する。

(補償請求書)

第十八条 法第十四条第二項の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。
一 請求者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 補償請求の理由

三 補償請求額の総額及びその内訳

(負担金の徴収方法)

第十九条 主務大臣等は、法第十六条の規定により費用を負担させようとするときは、負担させようとする者の意見を聽かなければならぬ。

第二十条 法第十七条第一項の規定により主務大臣等が督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

第二十一条 法第十七条第二項の規定により主務大臣等が徴収する

費用の額は、実際に要した費用を超えない額とし、その納付期限は、法第十一条第一項の規定により主務大臣等が防除を行つた日から相当の期間経過した日とする。

(防除の確認の申請)

第二十二条 法第十七条第三項の規定により主務大臣等が徴収する延滞金の額は、負担金の額に、年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(防除の確認の申請)

第二十三条 地方公共団体は、法第十八条第一項の確認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一 地方公共団体の名称
二 防除の対象となる特定外来生物の種類
三 防除を行う区域及び期間
四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書（以下単に「防除実施計画書」という。）を添付しなければならない。ただし、緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合は、この限りでない。

- 一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容
- 二 防除の目標
- 三 前二号に掲げるもののほか、防除の従事者に関する事項その他（法第十一条第一項の規定により公示された事項に適合することを証する情報）

（防除の確認等）

第二十四条 主務大臣は、地方公共団体により提出された前条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書（同項ただし書の規定により緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合にあっては、同条第一項の申請書に限る。）が法第十一条第二項の規定により公示された事項に適合していると認めたときは、法第十八条第一項の確認をするものとする。

2 防除の確認を受けた者は、前条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

（防除の認定の申請）

第二十五条 国及び地方公共団体以外の者は、法第十八条第一項の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
- 二 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 三 防除を行う区域及び期間
- 四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

2 前項の申請書には、防除実施計画書及び申請者の略歴を記載した書類（法人にあつては、現に行っている業務の概要を記載した書類、

定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類）を添付しなければならない。

（防除の認定等）

第二十六条 主務大臣は、国及び地方公共団体以外の者により提出された前条第二項の書類によりその者が適正かつ確實に特定外来生物の防除を実施することができ、かつ、その者により提出された同条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書が法第十一条第二項の規定により公示された事項に適合していると認めたときは、法第十八条第二項の認定をするものとする。

2 防除の認定を受けた者は、前条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

（防除の確認及び認定に係る公示）

第二十七条 法第十八条第三項前段の規定による公示は、確認を受けた地方公共団体又は認定を受けた防除を行う者について、それぞれ第二十三条第一項各号又は第二十五条第一項各号に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。法第十八条第三項後段の規定による公示は、確認を取り消された地方公共団体の名称又は認定を取り消された者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

（未判定外来生物）

第二十八条 法第二十一条の未判定外来生物は、次に掲げる生物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）及びその器官（飼養等についての法に基づく生態系統に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものに限る。以下同じ。）とする。

- 一 別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物
- 二 別表第二の下欄に掲げる交雑することにより生じた生物（その

生物の子孫を含む。以下同じ。)

(未判定外来生物の輸入又は本邦への輸出に係る届出)

第二十九条 法第二十一条又は法第二十四条第一項の届出は、次に掲げる事項を日本語で記載された届出書を主務大臣に提出して行うものとする。

一 未判定外来生物を輸入又は本邦へ輸出しようとする者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 輸入又は本邦へ輸出しようとする未判定外来生物に係る次に掲げる事項

イ 学名

ロ 入手国

ハ 生態特性に関する次に掲げる情報

（1）本来の生息地又は生育地の分布状況

（2）文献その他の根拠を示す資料

一 その他既に入手している情報であつて提出が可能なもの

（消毒又は廃棄後の通知）

第二十九条の一 主務大臣は、法第二十四条の一第二項の規定により、

輸入品等を消毒したため当該輸入品等を著しく毀損したとき又は輸入品等を廃棄したときは、これを所有し、又は管理する者に対して

その旨を通知し、かつ、これらの者の要求があつたときは、様式第

五による証明書を交付しなければならない。

（消毒又は廃棄命令書）

第二十九条の三 主務大臣は、法第二十四条の一第二項の規定により

消毒又は廃棄を命じた場合においてその命令を受けた者の要求があつたときは、様式第六による消毒又は廃棄命令書を交付しなければ

ならない。

（消毒又は廃棄の基準）

第二十九条の四 法第二十四条の三第一項の規定による消毒又は廃棄の基準は、特定外来生物又は未判定外来生物の種類ごとに、付着又

（輸入場所の指定）

は混入が確認された輸入品等の品目に応じ、可能な限り速やかに、かつ、確実に当該特定外来生物等を取り除くことができる基準として主務大臣が別に告示で定める。

（種類名証明書の添付が不要な生物）

第三十条 法第二十五条第一項の確認が容易にできる生物は、次の各号に定めるもの以外の生物とする。

一 別表第三に掲げる種に属する生物の個体及びその器官

別表第四の下欄に掲げる交雑することにより生じた生物

二 無尾目に属する種（別表第三の第一の四に掲げる種を除く。）

三 の幼生

（証明書）

第三十一条 法第二十五条第一項の主務省令で定める証明書は、次の各号に掲げる証明書とする。

一 植物防疫法、狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づき公的機関が発行又は確認する証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

二 外国の政府機関又は主務大臣が指定する外国の地方公共団体により発行された証明書（日本語又は英語に限る。）であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

三 政府機関と同等の知見を有するものとして主務大臣が指定する外国の博物館、試験研究機関その他の機関により発行された証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

四 主務大臣が定める基準に適合するものとして主務大臣が登録した機関により発行された証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

第三十二条 法第二十五条第二項の港及び飛行場は、成田国際空港、

中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港とする。

(法第二十六条第二項の証明書の様式)

第三十三条 法第二十六条第二項の証明書の様式は、様式第七のとおりとする。

(特定外来生物及び未判定外来生物に係る主務大臣)

第三十四条 法第二条第一項の政令で定める外来生物に係る主務大臣は、ミユオカストル・コイプス（ヌートリア）、プロキュオン・カンクリヴォルス（カニクイアライグマ）、プロキュオン・ロトル（アライグマ）、ヘルペステス・アウロブンクタトウス（フイリマングース）、ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）、ムンティアクス・レエヴェスインゴス・ムンゴ（シママングース）、ムンティアクス・レエヴェスイン（キヨン）、レポミス・マクロキルス（ブルーギル）、ミクロプロテルス・ドロミエウ（コクチバス）及びミクロプロテルス・サルモイデス（オオクチバス）については環境大臣及び農林水産大臣とし、その他他の特定外来生物については環境大臣とする。

2 法第二十一条の未判定外来生物に係る主務大臣は、環境大臣及び農林水産大臣とする。

(申請書等の提出)

第三十五条 法の規定に基づき申請書その他の書類（以下この条において「申請書等」という。）を主務大臣に提出する場合において、主務大臣が環境大臣及び農林水産大臣である生物に関する事項については、環境大臣に提出することができる。

2 前項の規定により環境大臣に申請書等を提出する場合は、その写し一通を添付しなければならない。

3 環境大臣は、申請書等及びその写しを受理したときは、遅滞なく、当該写しを農林水産大臣に送付するものとする。この場合において、当該申請書等は、環境大臣が受理した日において農林水産大臣に提出されたものとみなす。

(権限の委任)

第三十六条 法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、レポミス・マクロキルス（ブルーギル）、ミクロ

プロテルス・ドロミエウ（コクチバス）及びミクロプロテルス・サルモイデス（オオクチバス）に係るものを除く。以下同じ。）のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第五号まで、第七号、第八号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第九号、第十七号及び第十八号に掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第一項、第二項及び第四項（法第九条の一第六項において準用する場合を含む。）に規定する権限

二 法第九条の二第一項、第二項及び第四項に規定する権限

三 法第九条の三に規定する権限

四 法第十条第一項及び第二項に規定する権限

五 法第十三条第一項及び第二項に規定する権限

六 法第十八条第一項から第三項までに規定する権限

七 法第十九条に規定する権限

八 法第二十条に規定する権限

九 法第二十四条の一第一項及び第二項に規定する権限

十 法第四条第三項、第五項及び第七項から第十項までに規定する権限

十一 第八条第二号に規定する権限（法第五条第一項の許可を受けていることを明らかにするための措置内容の届出の受理に係るものに限る。）

十二 第十一条に規定する権限

十三 第十一条の一第二項及び第五項から第七項までに規定する権限

十四 第十一条の五に規定する権限

十五 第二十四条第二項に規定する権限

十六 第二十六条第二項に規定する権限

別表第一 未判定外来生物となる外来生物（第二二十九条関係）		別表第一 未判定外来生物となる外来生物（第二二十九条の三に規定する権限）
農林水産大臣の権限	環境大臣の権限	主務大臣の権限
農林水産大臣の権限	環境大臣の権限	主務大臣の権限
地方農政局長	地方環境事務所長	地方支分部局の長
科名	種名	名
第一 哺乳綱	第一 動物界	
オポッサム （一）カンガルー目	（一）食虫目 ディイデルフィイス属全種	
科 はりねずみ （二）食虫目	クスクス科 クスクス科に属する種のうちトリコスルス・バルペクラ（フクロギツネ）以外のもの	
科 （二）靈長目	アテレリクス属（アフリカハリネズミ属）に属する種のうちアテレリクス・アルビヴェントリス（ヨツユビハリネズミ）以外のもの ヘミエキヌス属（オオミミハリネズミ属）全種 メセキヌス属全種	
科 おながざる （四）齧歯目	マカラ属に属する種のうちマカラ・キユクロピス（タイワンザル）、マカラ・ファスキクラリス（カニクイザル）、マカラ・ムラタ（アカゲザル）以外のもの カルロスキウルス属（ハイガシラリス属）に属	

かも科	二 鳥綱	いたち科	(五) 食肉目
かも目	(六) 偶蹄目	マングース科	スキウルス属(リス属)に属する種のうちスキウルス・カロリネンスイス(トウブハイイロリス)、スキウルス・リス(ニホンリス)及びスキウルス・ヴルガリス(キタリス)以外のもの
二 鳥綱	しか科	マングース科	ムステラ属(イタチ属)に属する種のうちムステラ・エルミネア(オコジョ)、ムステラ・イタトスイ(ニホンイタチ)、ムステラ・ニヴィアリス(イイズナ)、ムステラ・プトリウスフロ(フェレット)、ムステラ・スイビリカ(チヨウセニイタチ)及びムステラ・ヴィソン(アメリカミンク)以外のもの
(一)	（六） 偶蹄目	並びにスリカタ属全種以外のもの	マングース科に属する種のうちヘルペステス・アウロブンクタトウス(フイリマングース)、ヘルペステス・ヤヴァニクス(ジャワマングース)及びムンゴス・ムンゴ(シママングース)
二 鳥綱	しか科	（六） 偶蹄目	ムンティアクス属全種(ムンティアクス・レエヴェスイ(キヨン)を除く。)
かも科	二 鳥綱	（六） 偶蹄目	ブランタ属に属する種のうちブランタ・カナデンシス(カナダガン)、ブランタ・フチンス

なみへび科 (一) へび亜目	かげ科 (一) とかけ亜目	たてがみと 三 爬虫綱	ちめどり科 (一) すずめ目	イイ・レウコパレイア（シジュウカラガン）、 ブランタ・フチンスイイ・ミーマ（ヒメシジュ ガ）以外のもの
			ちめどり科に属する種のうちガルルラクス・カ ノルス（ガビチヨウ）、ガルルラクス・ペルス ピキルラトウス（カオグロガビチヨウ）、ガル ルラクス・サンニオ（カオジロガビチヨウ）及 びレイオトリクス・ルテア（ソウシチヨウ）以 外のもの	ノリス・アルログス、アノリス・アルタケウ ス、アノリス・アングステイケブス、アノリス ・カロリネンスイス（グリーンアノール）、アス ・ノリス・エクエストリス（ナイトアノール）、ア ノリス・ガルマニ（ガーマンアノール）、ア ノリス・ホモレキス及びアノリス・サグレイ ・ブラウンアノール）以外のもの

科 ひきがえる 四 両生綱	くさりへび 科 無尾目	外のもの ボイガ・ニグリケブス（ボウシオオガシラ）以 外のもの エラフェ・タエニウラ（スジオナメラ）のうち スジオ）及びエラフェ・タエニウラ・スクマケ リ（サキシマスジオ）以外のもの
		ブフオ属（ヒキガエル属）に属する種のうちブ フォ・コグナトウス（ブレーンズヒキガエル ）、ブフオ・デビリス（テキサスマドリヒキガ エル）、ブフオ・ガルガリザンス・ミヤコニス （ミヤコヒキガエル）、ブフオ・グタトウス（ 二ホンヒキガエル）、ブフオ・マリヌス（オオ ヒキガエル）、ブフオ・パラクネミス（ロココ ヒキガエル）、ブフオ・ブンクタトウス（アカ ボシヒキガエル）、ブフオ・クエルキクス（オ イクヒキガエル）、ブフオ・スペキオストス（テ キサスピキガエル）、ブフオ・テルリストリス （ナンブヒキガエル）、ブフオ・トルレンティ ニコラ（ナガレビキガエル）、ブフオ・ブフオ ・ヴァル（コノハヒキガエル）、ブフオ・テュフ オ・ヴァル

科 かわがます	(一) かわがます目	ス科 イクタルル (一) なまず目	五 条鰓亞綱	科 あおがえる	科 あおがえる	科 あまがえる	リケブス(ガルフコーストヒキガエル)及びブ フォ・ヴィリディス(ヨーロッパミドリヒキガ エル)以外のもの
エソクス属(カワカラマス属)に属する種のうち エソクス・ルキウス(ノーザンパイク)及びエ	イクタルルス属に属する種のうちイクタルルス ・ブンクトトウス(チャネルキャットフィッシュ) ユ)以外のもの	アメイウルス属全種	ポリュペダテス属(シロアゴガエル属) ス(シロアゴガエル)以外のもの	ラナ・ヘクスケリ(リバークロッグ) ラナ・オカロオサエ(フロリダボッグフロッグ ラナ・セプテントリオナリス(ミンクフロッグ ラナ・ヴィルギティペス(カーペンターフロッ グ)	ラナ・クラミタンス(プロンズガエル) ラナ・グリュリオ(ブタゴエガエル) ラナ・ヘクスケリ(リバークロッグ) ラナ・オカロオサエ(フロリダボッグフロッグ ラナ・セプテントリオナリス(ミンクフロッグ ラナ・ヴィルギティペス(カーペンターフロッ グ)	エレウテロダクテュルス・プラニロストリス(オンシツガエル) エレウテロダクテュルス・セブントリオナリ ス(キューバズツキガエル)以外のもの	オスティオピルス属(ズツキガエル属)に属する 種のうちオスティオピルス・セブントリオナリ ス(キューバズツキガエル)以外のもの
(二) かわがます							

六 くも綱	けつぎよ科	パーチ科	ペルキクテ イス科	モロネ科	サンフィッシュ シユ科	かだやし科 (二) すずき目	ソクス・マスクイノンギュ(マスキーパイク) 以外のもの	
	スイニペルカ属全種	ペルカ属に属する種のうちペルカ・フルヴィア ティリス(ヨーロッパインパーク)以外のもの サンデル属に属する種のうちサンデル・ルキオ ペルカ(パイクパーク)以外のもの	ギュムノケファルス属全種	マクルロケルラ属に属する種のうちマクルロケ ルラ・ペエリイ(マーレーコッド)以外のもの マククアリア属に属する種のうちマククアリア ・アムビグア(ゴールデンパーク)以外のもの ペルキクテュス属全種	・ドロミエウ(コクチバス)及びミクロプロテルス ス・サルモイデス(オオクチバス)以外のもの モロネ科に属する種のうちモロネ・クリュソブ ス(ホワイトバス)及びモロネ・サクサティリ ス(ストライプトバス)以外のもの	サンフィッシュ シユ科	サンフィッシュ シユ科に属する種のうちレポミス・ マクロキルス(ブルーギル)、ミクロプロテルス ・ドロミエウ(コクチバス)及びミクロプロテルス ス・サルモイデス(オオクチバス)以外のもの	リケブス(ガルフコーストヒキガエル)及びブ フォ・ヴィリディス(ヨーロッパミドリヒキガ エル)以外のもの

ひめぐも科

ひめぐも科						
七 甲殻綱 えび目	ざりがに科	アメリカザ りがに科	みなみざり がに科	ハ 昆虫綱 はち目	みつばち科	ラトロデクトウス属に属する種のうちラトロデ クトウス・ゲオメトリクス(ハイイロゴケグモ) 、ラトロデクトウス・ハセルティイ(セアカ ゴケグモ)、ラトロデクトウス・インディクス (アカオビゴケグモ)、ラトロデクトウス・マ クタンス(クロゴケグモ)及びラトロデクトウ ス・トレデキムグタトウス(ジユウサンボシゴ ケグモ)以外のもの
ガ ザリガニ科	アメリカザ リガニ科	アメリカザ リガニ科	アメリカザ リガニ科	アメリカザ リガニ科	アメリカザ リガニ科	アメリカザ リガニ科
以外のもの	以外のもの	以外のもの	以外のもの	以外のもの	以外のもの	ボンブス属(マルハナバチ属)に属する種のう ちボンブス・アルデンス・アルデンス(コマル ハナバチ)、ボンブス・アルデンス・サカガミ イ(エゾコマルハナバチ)、ボンブス・アルデ ンス・ツシマヌス(ツシマコマルハナバチ)、 ボンブス・ベアティコラ・ベアティコラ(ヒメ マルハナバチ)、ボンブス・ベアティコラ・モ シリカラレプス(アイヌヒメマルハナバチ)、

ボンブス・ベアティコラ・シコタネン시스(ソブリヌス・ウイテンブルギ(ナガマルハナバンチ)、ボンブス・コニユムス(ハイイロマルハナバチ)、ボンブス・デウテロニユムス・マルハナバキ(ホンシユウハイイロマルハナバチ)、ボンブス・ディヴェルスス(トラマルハナバチ)、ボンブス・ディヴェルスス(ボンブス・ディヴェルスス・テルサトウス(エゾトラマルハナバチ)、ボンブス・フロリレグス(ノサツマルハナバチ)、ボンブス・ホンシユエンスイス・ホンシユエンスイス(ミヤママルハナバチ)、ボンブス・ホンシユエンスイス・トカルクイ(オオマルハナバチ)、ボンブス・オケアニクス(ヒュポクリタ・サポレンスイス(エゾオオマルハナバチ)、ボンブス・イグニトウス(クセハライロマルハナバチ)、ボンブス・オケアニクス(ヒュポクリタ・サポレンスイス(エゾオオマルハナバチ)、ボンブス・ボンブス・スクレンキ・クワヤマイ(クナシリシユレンクマルハナバチ)、ボンブス・スクレンキ・アルビドブレウラリス(シユレンクマルハナバチ)、ボンブス・コヴィ(ウルップシユレンクマルハナバチ)、ボンブス・テルリストリス(セイヨウオオマルハナバチ)、ボンブス・ウスレンスイス(ウスマルハナバチ)及びボンブス・イエゾエン

スイス（エゾナガマルハナバチ）以外のもの	九 腹足綱 まいまい目	ハプロトレマティダ工科全種	科 ハプロトレマティダ工科全種
ねじれがい科	ねじれがい科	オレアキニダエ科全種	科 オレアキニダエ科全種
ねじれがい の ねじれがい科に属する種のうちインドエンネア ・ビコロル（ソメワケダワラガイ）、スイノエ ンネア・デンセコスター（コメツブダワラガイ ）、スイノエンネア・インスラリス（ツヤダワ ラガイ）、スイノエンネア・イワカワ（タワラ ガイ）、スイノエンネア・ミヤコジマナ（ミヤ コダワラガイ）及びスイノエンネア・ヨナクニ ジマナ（ヨナクニダワラガイ）以外のもの	スピラクス イダエ科	スピラクス イダエ科	科 オレアキニダエ科全種
おかちよう おかい科	おかちよう おかい科	ヒュドロコティレ・ボナリエンスイス ヒュドロコティレ・ウンベルラタ	科 オレアキニダエ科全種
ヌム・オベスピラ（シリブトオカチヨウジ ・アルロペアス・ヤヴァニクム（トクサオカ チヨウジガイ）、アルロペアス・マウリティ アス・ヘウディ（ユウドウオカチヨウジガイ ）、アルロペアス・マウリティアス・ クリュソップス（ホワイトバス）がモロネ・サク サティリス（ストライプトバス）と交雑するこ とにより生じた生物以外のもの	モロネ科	モロネ科 二 条鰓亞綱 すずき目	モロネ科 二 条鰓亞綱 すずき目

備考	括弧内に記載する呼称は、和名である。	別表第二 未判定外来生物となる外来生物（第二十一条関係）			
		第一科 名	第一 動物界 哺乳綱 靈長目	第二植物界 せり科	第二 植物界 ヒュドロコティレ・ボナリエンスイス ヒュドロコティレ・ウンベルラタ
		モロネ科 二 条鰓亞綱 すずき目	モロネ科に属する種が同科に属する異なる種と 交雑することにより生じた生物のうちモロネ・ クリュソップス（ホワイトバス）がモロネ・サク サティリス（ストライプトバス）と交雑するこ とにより生じた生物以外のもの	モロネ科 二 条鰓亞綱 すずき目	ガイ）、アルロペアス・ピュルグラ（ホソオカ チヨウジガイ）、アルロペアス・サトスメンセ (サツマオカチヨウジガイ)、ルミナ・デコル ラタ（オオクビキレガイ）及びスブリナ・オク トナ（オカクチキレガイ）以外のもの

別表第三 種類名証明書の添付が必要な生物（第三十一条関係）

科名	種	名
第一 動物界		
一 哺乳綱		
(一) オポッサム	カンガルー目 オポッサム科全種	
クスクス科	クスクス科全種	
(二) 食虫目		
科	はりねずみ	
	アテレリクス属（アフリカハリネズミ属）全種	
	エリナケウス属（ハリネズミ属）全種	
	ヘミエキヌス属（オオミミハリネズミ属）全種	
	メセキヌス属全種	
(三) 靈長目	マカ力属全種	
科	おながざる	
(四) 齧歯目		
科	ヌートリア	
	パカラナ科	
	パカラナ科全種	
科	ヌートリア科全種	
科	リス科	
	リス科全種	
科	ねずみ科	
	オンダトラ属（マスクラット属）全種	
(五) 食肉目		
科	あらいぐま	
	プロキュオン属全種	
科	いたち科	
	マングース	
科	ムステラ属（イタチ属）全種	
科	マングース科全種	

科	(六) 鹿蹄目	
しか科		
二 鳥綱		
かも科	(一) かも目	
ちめどり科	(二) すずめ目 チメドリ科全種	
三 爬虫綱		
かめ科	(一) かめ目 カミツキガメ科全種	
かげ科	(二) とかげ目 アノリス属（アノール属）全種	
なみへび科	(三) へび目 ボイガ属（オオガシラ属）全種 ブサモデュナステス属（チャマダラヘビ属）全種	
科	くさりへび	
四 両生綱		
ひきがえる		
無尾目		
科	ブフオ属（ヒキガエル属）全種	

科 あまがえる	オステオピルス属（ズツキガエル属）全種
科 ゆびながが える科	エレウテロダクテユルス・コクイ（コキー・コヤ スガエル） エレウテロダクテユルス・プラニロストリス（ オンシツガエル）
科 あかがえる	ラナ・カテスペイアナ（ウシガエル） ラナ・クラミタンス（ブロンズガエル） ラナ・グリュリオ（ブタゴエガエル） ラナ・ヘクスケリ（リバーフロッギ ラナ・オカラオサエ（フロリダボッグフロッギ ラナ・セブテントリオナリス（ミンクフロッギ ラナ・ヴィルギティペス（カーペンターフロッギ ポリユペダテス属（シロアゴガエル属）全種
科 五 条鰆亞綱 （一） なま まず目	アメイウルス属全種 イクタルルス属全種
科 かわかます	エソクス属（カワカマス属）全種
科 かだやし科 （三） かだやし目	ガンブスィア・アフィニス（カダヤシ ガンブスィア・ホルブロオキ）
（四） すずき目	

サンフィッシュ科全種	サンフィッシュ科全種	イヌ科	モコロス科	モコロス科全種
ガドブスイス属全種	ガドブスイス属全種	ペルキクテュス科	ペルキクテュス科全種	あかめ科全種
マクルロケルラ属全種	マクルロケルラ属全種	ナンドス科	ナンドス科全種	モコロス科全種
マククアリア属全種	マククアリア属全種	パークチ科	パークチ科	モコロス科全種
ペルキクテュス属全種	ペルキクテュス属全種			モコロス科全種
ギュムノケファルス属全種	ギュムノケファルス属全種			モコロス科全種
ペルカ属全種	ペルカ属全種			モコロス科全種
サンデル属全種	サンデル属全種			モコロス科全種
ズインゲル属全種	ズインゲル属全種			モコロス科全種
スイニーベルカ属（ケツギヨ属）全種	スイニーベルカ属（ケツギヨ属）全種			モコロス科全種
けつぎよ科	けつぎよ科			モコロス科全種
六くも綱	六くも綱			モコロス科全種
さそり目全種	さそり目全種			モコロス科全種
(一)くも目	(一)くも目			モコロス科全種
じょうごく	じょうごく			モコロス科全種
も科	も科			モコロス科全種
いとぐも科	いとぐも科			モコロス科全種
ひめぐも科	ひめぐも科			モコロス科全種
七甲殻綱	七甲殻綱			モコロス科全種
えび目	えび目			モコロス科全種
みなみざり	みなみざり			モコロス科全種
アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ科			モコロス科全種
ガニ科	ガニ科			モコロス科全種
もくずがに	もくずがに			モコロス科全種
ガニ科	ガニ科			モコロス科全種
アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ科			モコロス科全種
ガニ科	ガニ科			モコロス科全種
エリオケイル属（モクズガニ属）全種	エリオケイル属（モクズガニ属）全種			モコロス科全種

科	八 昆虫綱	(一) 甲虫目	むねあかせんちこがね	むねあかせんちこがね	むねあかせんちこがね
科	まんまるこ	まんまるこがね	まんまるこがね	まんまるこがね	まんまるこがね
科	がね科	がね科	がね科	がね科	がね科
科	ほそまぐそくわがた科	ほそまぐそくわがた科	ほそまぐそくわがた科	ほそまぐそくわがた科	ほそまぐそくわがた科
科	くわがた科	くわがた科	くわがた科	くわがた科	くわがた科
科	せんちこが	せんちこが	せんちこが	せんちこが	せんちこが
科	ね科	ね科	ね科	ね科	ね科
科	ひげぶとはなむぐり科	ひげぶとはなむぐり科	ひげぶとはなむぐり科	ひげぶとはなむぐり科	ひげぶとはなむぐり科
科	なむぐり科	なむぐり科	なむぐり科	なむぐり科	なむぐり科
科	にせこぶす	にせこぶす	にせこぶす	にせこぶす	にせこぶす
科	じこがね科	じこがね科	じこがね科	じこがね科	じこがね科
科	あつばこが	あつばこが	あつばこが	あつばこが	あつばこが
科	くわがたむ	くわがたむ	くわがたむ	くわがたむ	くわがたむ
科	し科	し科	し科	し科	し科
科	あかもだらせんちこが	あかもだらせんちこが	あかもだらせんちこが	あかもだらせんちこが	あかもだらせんちこが
科	せんちこが	せんちこが	せんちこが	せんちこが	せんちこが
科	ね科	ね科	ね科	ね科	ね科
科	くろつやむ	くろつやむ	くろつやむ	くろつやむ	くろつやむ
科	し科	し科	し科	し科	し科
科	ふゆせんち	ふゆせんち	ふゆせんち	ふゆせんち	ふゆせんち
科	こがね科	こがね科	こがね科	こがね科	こがね科
科	こがねむし	こがねむし	こがねむし	こがねむし	こがねむし
科	こぶすじこがね科全種	こがねむし科全種	ふゆせんちこがね科全種	くろつやむし科全種	くろつやむし科全種

科 みつばち科	(一) はち目	ボンブス属（マルハナバチ属）全種
科 あり科	(二) ソレノプスイス・ゲミナタ（アカカミアリ） ソレノプスイス・インヴィクト（ヒアリ） ワスマンニア・アウロブンクタタ（コカミアリ）	リネピテマ・フミレ（アルゼンチンアリ）
科 いがい科	(一) いがい目	ソレノプスイス・ゲミナタ（アカカミアリ） ソレノプスイス・インヴィクト（ヒアリ） ワスマンニア・アウロブンクタタ（コカミアリ）
科 かわほとと ぎすがい科	(二) まるすだれがい目	リムノペルナ属（カワヒバリガイ属）全種
科 ハプロトレス マティダエ	一〇 腹足綱 まい目	ドレイセナ・ブゲンスイス（クワッガガイ） ドレイセナ・ポリュモルファ（カワホトトギス ガイ）
科 オレアキニ ダエ科	ハプロトレスマティダエ科全種	オレアキニダエ科全種
科 ぬりつやま いまい科	ぬりつやまい目	ぬりつやまい科全種
科 スピラクス イダエ科	ねじれがい	スピラクスイダエ科全種
科 おかげい じがい科	おかげいじがい科全種	ねじれがい科全種

第一 科 名	種 類 名	別表第四 種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）	
		第一 動物界	第二 植物界
第一 動物界 哺乳綱 靈長目	ごまのはぐ いね科 あかばな科 ぐさ科 さ科 備考	<p>アザラシ属（アカウキクサ属）全種</p> <p>コレオブスイス属（ハルシャギク属）全種</p> <p>ギュムノコロニス属（ミズヒマワリ属）全種</p> <p>ルドベキア属（オオハングンソウ属）全種</p> <p>セネキオ属（キオン属）全種</p> <p>スイキユオス属（アレチウリ属）全種</p> <p>ミユリオフユルルム属（フサモ属）全種</p> <p>ルドウイギア属（チヨウジタデ属）全種</p> <p>スバルティナ属全種</p> <p>ヴェロニカ属（クワガタソウ属）全種</p> <p>括弧内に記載する呼称は、和名である。</p>	<p>アザラシ属（アカウキクサ属）全種</p> <p>コレオブスイス属（ハルシャギク属）全種</p> <p>ギュムノコロニス属（ミズヒマワリ属）全種</p> <p>ルドベキア属（オオハングンソウ属）全種</p> <p>セネキオ属（キオン属）全種</p> <p>スイキユオス属（アレチウリ属）全種</p> <p>ミユリオフユルルム属（フサモ属）全種</p> <p>ルドウイギア属（チヨウジタデ属）全種</p> <p>スバルティナ属全種</p> <p>ヴェロニカ属（クワガタソウ属）全種</p>

科 名	おながざる	マカカ属に属する種が同属に属する異なる種と交雑することにより生じた生物
二 条鰆亞綱 すずき目	モロネ科	モロネ科に属する種が同科に属する異なる種と交雑することにより生じた生物

様式第一（第四条第四項関係）

平成 第 年 月 日
号

殿

主 務 大 臣 印

特定外来生物の飼養等について（許可）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第5条の規定に基づき、貴殿の申請について次の通り許可する。

許可の概要

申請年月日	
許可番号	
特定外来生物の種類	
飼養等する数量	
許可の有効期間	

備考 この許可証の用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第二（第十一条の四関係）

第
号
平成 年 月 日

殿

主 務 大 臣 印

特定外来生物の放出等について（許可）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第9条の2の規定に基づき、貴殿の申請について次のとおり許可する。

許可の概要

申請年月日	
許可番号	
特定外来生物の種類	
放出等をする数量	
放出等をする土地又は水面の所在地及び区域	
許可の有効期限	

備考 この許可証の用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第三（第十二条関係）

(表)

第　　号	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第10条第3項の規定による身分証明書	
写真	官職及び氏名 生年月日 年　月　日発行
主　務　大　臣　　印	

(裏)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜粋 (報告徴収及び立入検査) 第10条 (略)
<p>2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定外来生物の飼養等に係る施設又は放出等に係る区域に立ち入り、特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第10条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の報告をした者</p> <p>三 (略)</p>

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

様式第四（第十七条関係）

(表)

第 号	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第13条第3項の規定による身分証明書	
写真	官職及び氏名 生年月日 年 月 日発行
主 務 大 臣 印	

(裏)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜粋 (土地への立入り等)
第13条 主務大臣等は、第11条第1項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。 2 主務大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめその土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。 3 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 4 (略)

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 6 とする。

様式第五（第二十九条の二関係）

第
号
平成 年 月 日

殿

主 務 大 臣 印

（消毒・廃棄）証明書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第24条の2第2項の規定により（消毒・廃棄）したことを証明する。

（消毒・廃棄）の概要

積載船（機）名 ・入港年月日	
種類・名称・産地	
梱数・数量	
荷送人住所氏名	
荷受人住所氏名	
（消毒・廃棄）の年月 日	
（消毒・廃棄）の理由	
（消毒・廃棄）の方法	

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第六（第二十九条の三関係）

第
号
平成 年 月 日

殿

主 務 大 臣 印

（消毒・廃棄）命令書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第24条の2第2項の規定により、下記のとおり（消毒・廃棄）することを命ずる。

命令の概要

積載船（機）名 ・入港年月日	
種類・名称・産地	
梱数・数量	
荷送人住所氏名	
荷受人住所氏名	
（消毒・廃棄）すべき 理由	
（消毒・廃棄）すべき 期限	
（消毒・廃棄）の場所 及び方法	
その他	

備考 この命令書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第七（第三十三条関係）

(表)

第 号

この証明書を携帯する者は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第26条に規定する権限を行う特定外来生物被害防止取締官である。

写真

官職及び氏名
生年月日
年 月 日発行

主 務 大 臣 印

(裏)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜粋
(取締りに従事する職員)

第26条 主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第9条の3第1項、第10条第1項若しくは第2項又は第24条の2第1項若しくは第2項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により主務大臣の権限の一部を行う職員（次項において「特定外来生物被害防止取締官」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 (略)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第10条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 三 第24条の2第1項の規定による立入検査若しくは集種を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第一二号）（第一条関係）
（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（飼養等の禁止の適用除外）	（飼養等の禁止の適用除外）
第二条 法第四条第一号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。	第二条 法第四条第一号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。
一～十二（略）	一～十二（略）
十三 法第九条の三第一項又は第二十条第三項の規定に基づく命令による回収その他の必要な措置を執るために一時的に保管又は運搬をするものであること。	十三 法第九条の三第一項又は第二十条第三項の規定に基づく命令により消毒し、又は廃棄するために一時的に保管又は運搬をするものであること。
十四 法第二十四条の一第一項の規定に基づく命令により消毒し、又は廃棄するために一時的に保管又は運搬をするものであること。	十四 法第二十四条の一第一項の規定に基づく命令により消毒し、又は廃棄するために一時的に保管又は運搬をするものであること。
十五・十六（略）	十五・十四（略）
十七 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。	十七 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。
十八・十九（略）	十五・十六（略）
二十 特定外来生物の指定の際現に行っている国及び地方公共団体	十七 特定外来生物の指定の際現に行っている国及び地方公共団体

以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項、第十一條第一項又は第十二条第一項の規定に基づいて実施されるものに伴つて飼養等をするものである」と。

(飼養等の許可の基準)

第六条 法第五条第三項第一号に規定するその他の事由は、次に掲げる事由をいつ。

一～三 (略)

四 法第九条の三第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であること。

五 (略)

(放出等の許可の申請)

第十一条の二 法第九条の一第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
- 二 放出等をしようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項

イ 特定外来生物の種類

以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項、第十二条第一項又は第十二条第一項の規定に基づいて実施されるものに伴つて飼養等をするものである」と。

(飼養等の許可の基準)

第六条 法第五条第三項第一号に規定するその他の事由は、次に掲げる事由をいつ。

一～三 (略)

四 法第六条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であること。

五 (略)

2	<p>前項の申請書には、放出等に係る学術研究の内容を明らかにした研究計画書、放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合に</p>	<p>ハ 口 数量</p> <p>放出等をする目的</p> <p>放出等に係る次に掲げる事項</p> <p>イ 放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域</p> <p>口 放出等をしようとする土地又は水面の周辺の当該特定外来生物の生息又は生育状況並びに植生、動物相その他の生態系等の状況及び特質</p> <p>ハ 放出等をしようとする期間</p> <p>二 放出等の方法（繁殖制限措置を講じる場合又は発信機を取り付ける場合にあっては、その内容を含む。）</p> <p>ホ 放出等をしようとする土地又は水面の所有者等の同意の有無へ申請者が法人の場合にあっては、放出等の主たる実施者の住所、氏名及び職業</p> <p>五 放出等をしようとする特定外来生物に係る法第五条第一項の規定による許可の有無</p> <p>六 放出等に伴い、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律その他法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、その許可等の有無</p>
---	--	--

あつては、その法人及びその法人の役員)が次条第六号から第八号までに該当することを証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 法第九条の一第一項の許可を受けた者は、第十一条の四の許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は第五項の規定による届出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。

4 前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)

二 許可証の番号及び交付年月日

三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情

5 許可証の交付を受けた者は、第一項第一号又は同項第四号へに掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

6 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもつて遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第三項の規定による許可証の再交付の申請をした場合は、この限りでない。

7 法第九条の一第一項の許可を受けた者(第一号に掲げる場合にあつては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産

管財人)は、次に掲げる場合は、その日(第一号に掲げる者が死亡した場合にあつては、その事實を知った日)から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。

- 一 許可を取り消されたとき。
- 二 許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割(その許可を受けた者の地位が承継されなかつた場合に限る。)し、又は解散したとき。
- 三 第三項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。
- 四 許可に係る放出等をする必要がなくなつたとき。

(放出等の許可の基準)

第十一条の三 法第九条の一第二項の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。
- 二 放出等が当該放出等をしようとする土地又は水面の周辺の生態系等に係る被害を著しく拡大させるおそれがないこと。
- 三 放出等をしようとする土地又は水面の所有者等の同意を得ていること。
- 四 放出等に係る学術研究の内容が適切なものであり、防除の推進

に資する成果が見込まれるものであること。

五 放出等をしようとする特定外来生物に係る法第五条第一項に基づく飼養等の許可を受けている、又は受けた見込みであること。

六 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者でないこと。

七 法第九条の二第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者でないこと。

八 法人であつて、その法人の役員のうちに前一号のいずれかに該当する者がないこと。

(放出等の許可証)

第十一条の四 法第九条の一第四項の許可証の様式は、様式第二のとおりとする。

(放出等の許可の失効)

第十一条の五 法第九条の一第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その許可は効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至つた日（第一号の場合にあつては、その事實を知つた日）から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 死亡したとき その相続人

二 法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

(法第十条第三項の証明書の様式)

第十二条 法第十条第三項の証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

(法第十条第三項の証明書の様式)

第十七条 法第十三条第三項の証明書の様式は、様式第四のとおりとする。

(未判定外来生物)

第二十八条 法第二十一条の未判定外来生物は、次に掲げる生物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）及びその器官（飼養等についての法に基づく生態系に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものに限る。以下同じ。）とする。

一 別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物

(法第十条第一項の証明書の様式)

第十二条 法第十条第一項の証明書の様式は、様式第一のとおりとする。

(法第十三条第三項の証明書の様式)

第十七条 法第十三条第三項の証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

(未判定外来生物)

第二十八条 法第二十一条の未判定外来生物は、別表第一に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）及びその器官（飼養等についての法に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものに限る。以下同じ。）とする。

一 別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物

二 別表第二の下欄に掲げる交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。以下同じ。）

（消毒又は廃棄後の通知）

第二十九条の二 主務大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により、輸入品等を消毒したため当該輸入品等を著しく毀損したとき又は輸入品等を廃棄したときは、これを所有し、又は管理する者に對してその旨を通知し、かつ、これらの者の要求があつたときは、様式第五による証明書を交付しなければならない。

（消毒又は廃棄命令書）

第二十九条の三 主務大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合においてその命令を受けた者の要求があつたときは、様式第六による消毒又は廃棄命令書を交付しなければならない。

（消毒又は廃棄の基準）

第二十九条の四 法第二十四条の二第一項の規定による消毒又は廃棄の基準は、特定外来生物又は未判定外来生物の種類ごとに、付着又は混入が確認された輸入品等の品目に応じ、可能な限り速やかに、かつ、確實に当該特定外来生物等を取り除くことができる基準として主務大臣が別に告示で定める。

(種類名証明書の添付が不要な生物)

第三十条 法第二十五条第一項の確認が容易にできる生物は、次の各号に定めるもの以外の生物とする。

- 一 別表第三に掲げる種に属する生物の個体及びその器官
- 二 別表第四の下欄に掲げる交雑することにより生じた生物
- 三 無尾目に属する種（別表第二の第一の四に掲げる種を除く。）の幼生

(法第二十六条第二項の証明書の様式)

第三十三条 法第二十六条第二項の証明書の様式は、様式第七のとおりとする。

(法第二十六条第二項の証明書の様式)

第三十三条 法第二十六条第二項の証明書の様式は、様式第四のとおりとする。

(権限の委任)

第三十六条 法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、レボニス・マクロキルス（ブルーギル）、ミクロブテルス・ドロミエウ（コクチバス）及びミクロブテルス・サルモイデス（オオクチバス）に係るもの）を除く。以下同じ。）のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第二号から第五号まで、第七号、第八号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第九号、第十七号及び第十八号に掲げる権限について

(種類名証明書の添付が不要な生物)

第三十条 法第二十五条第一項の確認が容易にできる生物は、次の各号に定めるもの以外の生物とする。

- 一 別表第一に掲げる種に属する生物の個体及びその器官
- 二 無尾目に属する種（別表第二の第一の四に掲げる種を除く。）の幼生

(法第二十六条第二項の証明書の様式)

第三十六条 法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、レボニス・マクロキルス（ブルーギル）、ミクロブテルス・ドロミエウ（コクチバス）及びミクロブテルス・サルモイデス（オオクチバス）に係るもの）を除く。以下同じ。）のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第一号から第四号まで、第六号及び第七号（法第二十条第三項に規定する権限に限る。）に掲げる権限については、主務大臣が自ら行うこと

ては、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

を妨げない。

一 法第五条第一項、第二項及び第四項（法第九条の一第六項において準用する場合を含む。）に規定する権限

二 法第九条の一第一項、第二項及び第四項に規定する権限

三 法第九条の三に規定する権限

四 法第十条第一項及び第二項に規定する権限

五八（略）

九 法第二十四条の一第一項及び第二項に規定する権限

十十二（略）

十三 第十一条の一第二項及び第五項から第七項までに規定する権限

十四 第十一条の五に規定する権限

十五・十六（略）

十七 第二十九条の二に規定する権限

十八 第二十九条の三に規定する権限

一 第五条第一項、第二項及び第四項に規定する権限

二 法第六条に規定する権限

三 法第十条第一項に規定する権限

四七（略）

八九十（略）

十一・十二（略）

別表第二 未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）

科名	種類	名
動物界 一 哺乳綱 靈長目		

おながざる科 マカカ属に属する種が同属に属する異なる種と交

さ 科	ありのとうぐ (略)	別表第二 種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）	
		科 名	種 名
第一 動物界	(略)	モロネ科	モロネ科に属する種が同科に属する異なる種と交雑することにより生じた生物のうちモロネ・クリュソバス（ホワイトバス）がモロネ・サクサティリスト（ストライプトバス）と交雑することにより生じた生物以外のもの
第二 植物界	(略)	すずき目	モロネ科に属する種が同科に属する異なる種と交雑することにより生じた生物のうちモロネ・クリュソバス（ホワイトバス）がモロネ・サクサティリスト（ストライプトバス）と交雑することにより生じた生物以外のもの
		備考	括弧内に記載する呼称は、和名である。
		二 条鰆亞綱	生物以外のもの

別表第二 種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）			
科 名	種 名	第一 動物界	第二 植物界
さ 科 ありのとづぐ	(略)	(略)	(略)
	(略)		

別表第二 種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）

あかばな科	ルドウイギア属（チヨウジタデ属）全種
備考	(略)

備考	(略)
----	-----

別表第四 種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）	
科名	種類名
動物界	
一 哺乳綱	
二 精長目	
おながざる科	マカカ属に属する種が同属に属する異なる種と交雑することにより生じた生物
二 条鱗亞綱	
モロネ科	モロネ科に属する種が同科に属する異なる種と交雑することにより生じた生物
備考	括弧内に記載する呼称は、和名である。

様式第二（第十一条の四関係）

第 号 平成 年 月 日	
殿	
主務大臣印	
特定外来生物の放出等について（許可）	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成18年法律第78号）第9条の2の規定に基づき、書類の申請について次のとおり許可する。	
許可の概要	
申請年月日	
許可番号	
特定外来生物の種類	
放出等をする数量	
放出等をする土地又は水面の所在地及び区域	
許可の有効期限	

備考 この許可証の用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第二（第十二条関係）

(表)	第 号 （郵便物取扱い立入検査）
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第10条第2項の規定による身分証明書	
写真	官職及び氏名 年 月 日発行
主務大臣印	
特定期間内に、この法律の施行に必要な限度において、第5条第1項の許可を受けている者に對し、特定外来生物の取扱いの報告その他の必要な事項についての報告の求め、又はその職員に立ち入り、特定外来生物の種類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることが出来る。 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を持帶し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪検査のために認められたものと解釈してはならない。	
第10条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌諱し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、30万円以下の罰金に処する。	
備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。	

様式第三（第十二条関係）

<p>（表）</p> <p>第 号</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第10条第3項の規定による身分証明書</p> <p>写真 官職及び氏名 生年月日 年 月 日発行 主務大臣印</p>	<p>（裏）</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜き （報告義務及び立入検査）</p> <p>第10条 第3項</p> <p>2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に特定外来生物の影響等に係る施設又は放出等に係る区域に立ち入り、特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>3 前項の職員は、その身分を示す証明書を拂帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第23条規定による権限は、犯罪検査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一 （略） 二 第10条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対する陳述をせず、若しくは虚偽の報告をした者 三 （略）</p>
--	--

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

様式第三（第十七条関係）

<p>（表）</p> <p>第 号</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第13条第3項の規定による身分証明書</p> <p>写真 官職及び氏名 年 月 日発行 主務大臣印</p>	<p>（裏）</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜き （土地への立入り等）</p> <p>第13条、主務大臣等は、第11条第1項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の効果となる立木等を伐採させることが可能である。</p> <p>2 主務大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木等の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならぬ。</p> <p>3 第1項の職員は、その身分を示す証明書を拂帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>第25条 第10条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対する陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、30万円以下の罰金に処する。</p>
---	---

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

様式第四（第十七条関係）

(表)

第　号	
特定位外生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第18条第3項の規定による身分証明書	
写真	官職及び氏名 生年月日　年　月　日発行
主務大臣印	

(裏)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜き
(生物種別登録簿等)

第1条　主要大臣等は、第11条第1項の規定による除外に必要な範囲において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の実験となる立小竹を伐採させることができる。

2　主要大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさる場合には、あらかじめその土地若しくは水面の占有者又は立小竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3　第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　略

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

様式第四（第三十三条関係）

(表)

第　号	
この証明書を講帶する者は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第33条に規定する権限を行う特定外来生物被害防止取締官である。	
写真	官職及び氏名 年　月　日発行
主務大臣印	

(裏)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜き
(生物種別登録簿等)

第1条　主要大臣等は、その職員のうち政令で定める場合は、その職員は、第6条第1項又は第10条第1項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2　前項の規定により主要大臣の権限の一部を行う職員（次項において「特定外来生物被害防止取締官」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　略

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

様式第五 (第二十九条の二関係)

第 号	
平成 年 月 日	
殿	
主務大臣印	
(消毒・廃棄) 証明書	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成18年法律第78号) 第24条の2第2項の規定により(消毒・廃棄)したことを証明する。	
(消毒・廃棄) の概要	
積載船(機)名 ・入港年月日	
種類・名称・産地	
個数・数量	
荷送人住所氏名	
荷受人住所氏名	
(消毒・廃棄) の年月 日	
(消毒・廃棄) の理由	
(消毒・廃棄) の方法	

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 18 -

様式第六（第二十九条の三関係）

第 号	平成 年 月 日
殿	
主 濟 大 臣 印	
(消毒・廃棄) 命令書	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成18年法律第78号）第24条の2第2項の規定により、下記のとおり（消毒・廃棄）することを命ずる。	
命令の概要	
積載船（機）名 ・入港年月日	
種類・名称・産地	
個数・数量	
荷送入住所氏名	
荷受入住所氏名	
(消毒・廃棄) すべき 理由	
(消毒・廃棄) すべき 期限	
(消毒・廃棄) の場所 及び方法	
その他	

備考 この命令書の用紙の大きさは、日本工業規格 A4とする。

様式第七（第三十三条関係）

(表)	(裏)
第　号	
この証明書を携帯する者は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第28条に規定する権限を行う特定外来生物被害防止取締官である。	
写真	官職及び氏名 生年月日 年　月　日発行
主務大臣印	
特定期外生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜粋 (貿易に従事する職員) 第28条　主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第9条の3第1項、第11条第1項若しくは第2項又は第24条の2第1項若しくは第2項に規定する権限の一部を行わせることとする。 2　前項の規定により主務大臣の権限の一部を行う職員（次項において「特定外来生物被害防止取締官」という。）は、この証明書とさばくの身分を示す証明書を掲載し、関係者に提示しなければならない。 3　（略）	
第35条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一 第10条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 第10条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 三 第24条の2第1項の規定による立入検査若しくは集種を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、
日本工業規格A6とする。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（第二条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一 未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）

別表第一 未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）

科 名	種 名	科 名	種 名
第一 動物界 一 (略)		第一 動物界 一 (略)	
二 鳥綱 (一) かも目	ブランタ属に属する種のうちブランタ・カナデン イス(カナダガン)、ブランタ・フチンスイイ ・レウコパレイア(シジュウカラガン)、ブラン タ・フチンスイイ・ミニマ(ヒメシジュウカラガ ン)及びブランタ・ベルニクラ(コクガン)以外 のもの	二 鳥綱	
(二) すずめ目 (略)	すずめ目	(略)	
三九 (略) 第二 植物界 備考 (略)	三九 (略) 第二 植物界 備考 (略)		

別表第三 種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）

別表第三 種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）

科 名	種	名	科 名	種	名
第一 動物界	— (略)	二 鳥綱	— (略)	二 鳥綱	— (略)
		(一) かも科		(一) かも科	
		(二) すずめ目	プランタ属全種	(二) すずめ目	すずめ目
備考 (略)	(略)	三～十一 (略)	(略)	三～十一 (略)	(略)
第二 植物界 (略)	(略)	第二 植物界 (略)	(略)	第二 植物界 (略)	(略)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令
新旧対照条文

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）（抄）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）	（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）
第十二条 法第二十条第九項第四号に規定する環境省令で定める行為 は、次の各号に掲げるものとする。	第十二条 法第二十条第九項第四号に規定する環境省令で定める行為 は、次の各号に掲げるものとする。
一～二十七の十七（略）	一～二十七の十七（略）
二十七の十八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の一第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。	二十七の十八（略）
二十七の十九（略）	二十七の十九（略）
二十七の二十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。	二十七の十九・二十七の二十（略）
二十七の二十一・二十七の二十二（略）	二十八～三十一（略）
（特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為）	（特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為）
第十三条 法第二十一条第八項第四号に規定する環境省令で定める行為 は、次の各号に掲げるものとする。	第十三条 法第二十一条第八項第四号に規定する環境省令で定める行為 は、次の各号に掲げるものとする。

一〇十 (略)

十の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

十の三 (略)

十の四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

十の五 (略)

十の六 (略)

十の二 (略)
十一〇二十八 (略)

一〇十 (略)

自然環境保全法施行規則（昭和四十八年總理府令第六十一号）（妙）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（原生自然環境保全地域内における行為の制限の対象とならない行為）	（原生自然環境保全地域内における行為の制限の対象とならない行為）
第三条 法第十七条第五項第一号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。	第三条 法第十七条第五項第一号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
一～十一（略）	一～十一（略）
十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の一第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。	十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の一第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。
十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するため犬を放つこと。	十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するため犬を放つこと。
十四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。	十四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。
十五～十八（略）	十一～十五（略）
（特別地区内における許可等を要しない行為）	（特別地区内における許可等を要しない行為）
第十九条 法第二十五条第十項第四号の環境省令で定める行為は、次第十九条 法第二十五条第十項第四号の環境省令で定める行為は、次	第十九条 法第二十五条第十項第四号の環境省令で定める行為は、次

の各号に掲げるものとする。

一〇八 (略)

九 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの

イ (略)

ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

第九条の一第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

ハ (略)

二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

ホ (略)

一〇十三 (略)

の各号に掲げるものとする。

一〇八 (略)

九 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの

イ (略)

ロ (略)

ハ (略)

一〇十三 (略)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（管理地区内における許可を要しない行為） <u>第二十五条 法第三十七条第九項第一号の環境省令で定める行為は、</u> 次の各号に掲げるものとする。	（管理地区内における許可を要しない行為） <u>第二十五条 法第三十七条第九項第一号の環境省令で定める行為は、</u> 次の各号に掲げるものとする。
一〇九（略）	一〇九（略）
十 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 イチ（略）	十 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 イチ（略）
リ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 <u>（平成十六年法律第七十八号）第九条の二第一項の許可に係る</u> 特定外来生物の放出等をすること。 又 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 第三章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取若し くは殺処分又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定 外来生物の放出等をすること。	リ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 <u>（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る</u> 特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。
ルカ（略）	ヌワ（略）
十一（略）	十一（略）
（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為） <u>第二十七条 法第三十八条第四項第一号の環境省令で定める行為は、</u>	（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為） <u>第二十七条 法第三十八条第四項第一号の環境省令で定める行為は、</u>

次の名号に掲げるものとする。

一 第一条の二第四号ヲ、第二十五条第一号ニ、ヘ若しくはノ又は
同条第十号ルからカまでに掲げる行為

一～九 (略)

(監視地区内における届出を要しない行為)

第二十条 法第三十九条第六項第一号の環境省令で定める行為は、次

の名号に掲げるものとする。

一～五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 第一条の二第四号ウ又は第二十五条第十号ルからカまでに掲
げる行為

ロ～ホ (略)

七 (略)

次の名号に掲げるものとする。

一 第一条の二第四号ヲ、第二十五条第一号ニ、ヘ若しくはノ又は
同条第十号ヌからワまでに掲げる行為

一～九 (略)

(監視地区内における届出を要しない行為)

第二十条 法第三十九条第六項第一号の環境省令で定める行為は、次

の名号に掲げるものとする。

一～五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 第一条の二第四号ウ又は第二十五条第十号リからヲまでに掲
げる行為

ロ～ホ (略)

七 (略)

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（野生生物課の所掌事務）	（野生生物課の所掌事務）
第八条 野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第八条 野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～二十三（略）	一～二十三（略）
二十四 特定外来生物の放出等に係る許可に関すること。	二十四 外来生物法第十条第一項及び第二項に基づく報告徴収及び立入検査に関すること。
二十五 外来生物法第十条第一項及び第二項に基づく輸入	二十五 外来生物法第十条第一項に基づく報告徴収及び立入検査に関すること。
二十六（略）	二十五（略）
二十七 外来生物法第二十四条の一第一項及び第二項に基づく輸入品等の検査及び集取並びに消毒及び廃棄に関すること。	二十六～三十一（略）
二十八～三十三（略）	

環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件

(平成十七年環境省告示第四十一号)

注 平成二十六年六月十一日 環境省告示第七十六号改正現在

第一
(用語の定義)

この告示において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成十七年政令第百六十九号)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(次条において「規則」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、特別の定めがある場合を除き、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができる室内に常置する場合にあつては、この限りではない。

ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ハ おり型の施設にあつてはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあつては網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。

ニ 外部との出入口の戸は、二重以上となつていて、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあつては、この限りでない。

ホ 二外部との出入口の戸は、二重以上となつていて、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあつては、この限りでない。

ヌ 木二の出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。

ホ 木二の出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。

ヘ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。

ト 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

二 「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ロ 擁壁式又は空堀式の施設にあつては、特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有すること。

ハ 柵式の施設にあつては、特定外来生物の逸出を防止するための返し、電気柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。

二 柵式の施設にあつては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであることを。

ホ 電気柵を設ける場合にあつては、停電時に直ちに作動できる発電機その他の設備が設けられていること。

ヘ 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

ト 外部との出入口の戸は、二重以上となつていて、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあつては、この限りでない。

チ トの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。

リ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。

ヌ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

一 「移動用施設」とは、特定外来生物の運搬の用に供することが

できる施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ロ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。

ハ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。

二 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ及び構造であること。

ホ 閉じることができること。ただし、施設が活魚運搬車である場合にあっては、この限りでない。

「水槽型施設等」とは、水槽又はこれに類する施設であつて、

次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、野外から隔離することができる室内に常置する場合にあつては、この限りでない。

ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ハ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、条鰐亜綱に属する特定外来生物に係る施設であつて、水槽の壁面が十分な高さを有し、特定外来生物が逸出するおそれのない場合又は屋外から隔離できる室内に常置する場合は、この限りでない。

二 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物

の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合

であつて、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。

ホ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ又は構造であること。

ハ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

ヘ 「人工池沼型施設等」とは、人工的に設けられた池、沼その他の施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 飼養等の許可を受けた者の管理下にない外部の者が自由に当該施設に近づけないよう、フェンスの設置等の立入防止の措置が講じられていること。

ロ 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

ハ 洪水時においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。

二 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

ホ 「網いけす型施設」とは、網を使用したいけす型の施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。いけすの網の目は、飼養等をする特定外来生物が逸出するこ

とが不可能な大きさとすること。

ハ いけすの周囲に逸出防止のため、特定外来生物が通り抜けることのできない柵、網等による二重囲いが設けられていること。ただし、いけすの全面の網が厳重に固定され逸出可能な開口部が存在しない場合は、この限りでない。

二 洪水時においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。

四

五

六

ホ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

七 「屋内栽培施設」とは、屋内において植物を栽培するための施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 飼養等の許可を受けた者の管理下にない外部の者が自由に当該施設に立ち入ることができないよう、施錠設備の設置等の立入防止の措置が講じられていること。

ロ 振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ハ 飼養等をする特定外来生物の性質に応じて、特定外来生物が当該施設から外部に逸出するおそれのない構造であること。

二 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

八 「ほ場型施設」とは、屋外において植物を栽培するための施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 飼養等の許可を受けた者の管理下にない外部の者が自由に当該施設に近づけないよう、フェンスの設置等の立入防止の措置が講じられていること。

ロ 飼養等をする特定外来生物の性質に応じて、特定外来生物が当該施設から外部に逸出するおそれのない構造であること。

ハ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
(特定外来生物の種類ごとの基準の細目等)

第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規

則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置(以下「識別措置」という。)の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 トリコスルス・ヴルペクラ(フクロギツネ)、エリナケウス属
(ハリネズミ属)全種、カルロスキウルス・エリュトラエウス(クリバラリス)、カルロスキウルス・フィンライソニイ(フィンレイソンリス)、ブテロミュス・ヴオランス(タイリクモモンガ)のうちブテロミュス・ヴオランス・オリイ(エゾモモンガ)以外のもの、スキウルス・カロリネンシス(トウブハイイロリス)、スキウルス・ヴルガリス(キタリス)のうちスキウルス・ヴルガリス・オリエンティス(エゾリス)以外のもの及びオンドラ・ズイベティクス(マスクラット)

イ 特定飼養等施設の基準の細目、おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設(前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間(その期間が終了するまでに更新のための許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、許可をするかどうかの処分のある日まで。以下同じ。)五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間(輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。

(2) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(3) 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施してい

る識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識

別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始

後の内容の対照関係について明らかであること。)

() 個体の譲渡し等を行つた場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

特定外来生物の種類

() 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

() 数量の増減に係る個体についての条件である(1)から()までに掲げる事項

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内(2)に該当する場合には、特定外来生物の種類ごとに(2)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内)に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない(2)に該当する場合にあつては、(2)の幼齢な期間に限る。)。

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。)が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許

可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合トリコスルス・ヴルペクラ(フクロギツネ)にあつては六月、エリナケウス属(ハリネズミ属)全種、カルロスキウルス・エリュトラエウス(クリハラリス)、カルロスキウルス・フィンライソニイ(フィンレイソンリス)、ブテロミユス・ヴオランス(タイリクモモンガ)のうちブテロミユス・ヴオランス・オリイ(エゾモモンガ)以外のもの、

スキウルス・ヴルガリス(キタリス)のうちスキウルス・ヴルガリス・オリエンティス(エゾリス)以外のもの若くはオンドトラ・ズイベティクス(マスクラット)については二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合(愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。)

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己

の研究の用に供するためには飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合(5)マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

木
特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外であることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

二
マカラ・キクロピス(タイワンザル)、マカラ・ファスキクリス(カニクイザル)及びマカラ・ムラタ(アカゲザル)並びにマカラ・キクロピス(タイワンザル)がマカラ・フスカタ(ニホンザル)と交雑することにより生じた生物及びマカラ・ムラタ(アカゲザル)がマカラ・フスカタ(ニホンザル)と交雑することにより生じた生物(それぞれの生物の子孫を含む。)
イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設(前条第三号木に掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。
飼養等の許可の有効期間 五年間
届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ

ハ 口
口

ならない期間 輸入、譲受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであつて、かつ、当該特定外来生物を実験の用に供する場合又は展示目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。

() 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

() 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施してい

る識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識

別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始

後の内容の対照関係について明らかであること。)

() 個体の譲渡し等を行つた場合は、個体ごとに記載した

譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養

等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環

境大臣に提出すること。

特定期生物の種類

一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及

び現存量

() 数量の増減に係る個体についての条件である()から

() までに掲げる事項

識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法（個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内（(3)に該当する場合にあつては、(3)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内）に環境大臣に提出すること。ただし、次のはずかに該当している場合は、この限りでない（(3)に該当する場合にあつては、(3)の幼齢な期間に限る。）。

(1) 入れ墨等による識別措置を講じている場合であつて、当該措置の個体の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養等の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容をハ(1)の台帳に記録している場合（特定外来生物を実験の用に供する場合に限る。）

(2) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(2)及び(4)において同じ。）が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(3) 生後六月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(4) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(5) 学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(6) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、実験の用に供するため、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外であることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設（前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

八 口 飼養等の許可の有効期間 五年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。

() 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

() 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後的内容の対照関係について明らかであること。）

() 個体の譲渡し等を行つた場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

() 特定外来生物の種類
一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及

() び現存量
数量の増減に係る個体についての条件である(1)から()までに掲げる事項

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した證明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内（(2)に該当する場合にあつては、特定外来生物の種類ごとに(2)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内）に環境大臣に提出すること。ただし、次のいづれかに該当している場合は、この限りでない（(2)に該当する場合にあつては、(2)の幼齢な期間に限る。）。

(1) 飼養等の許可を受ける際に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一七八四号又は一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合 生後二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若

しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）

(4) 学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ

特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

アクシス属（アキシスジカ属）全種、ケルヴス属（シカ属）

に属する種のうちケルヴス・ニポン・ケントラリス（ホンシュウジカ）、ケルヴス・ニポン・ケラマエ（ケラマジカ）、ケルヴス・ニポン・マゲシマエ（マゲシカ）、ケルヴス・ニポン・ニポン（キュウシユウジカ）、ケルヴス・ニポン・ブルケルルス（ツシマジカ）、ケルヴス・ニポン・ヤクシマエ（ヤクシカ）及びケルヴス・ニポン・イエソエンスイス（エゾシカ）以外のもの、ダマシ属（ダマシカ属）全種並びにエラフルス・ダヴィディアヌス（シフヅウ）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設（前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

ハ 口 飼養等の許可の有効期間 五年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。
(2) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由
(3) 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）

() 個体の譲渡し等を行つた場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

(2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

特定外来生物の種類

() 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及

び現存量

() 数量の増減に係る個体についての条件である(1)から

() までに掲げる事項

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十五日内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。

(1) 耳標等による識別措置を講じている場合であつて、当該耳標の識別番号の管理方法について記載した書類を飼養等の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容をハ(1)の台帳に記載している場合（特定外来生物を生業の維持の用に供する場合に限る）。

(2) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(2)及び(4)において同じ。）が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(3) マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、

疾患等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(4) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）

(5) 学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(6) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をし

木

ないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

五 ガルルラクス・カノルス（ガビチヨウ）、ガルルラクス・ペルスピキルラトウス（カオグロガビチヨウ）、ガルルラクス・サンニオ（カオジロガビチヨウ）及びレイオトリクス・ルテア（ソウシチヨウ）

イ 特定飼養等施設の基準の細目　おり型施設等又は移動用施設（前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいすれかであること。

八 口 飼養等の許可の有効期間　五年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間（輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。
(2) 終了年月日及び終了の事由
(3) 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施してい

る識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）

() 個体の譲渡し等を行つた場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

() 特定外来生物の種類
() 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
() 数量の増減に係る個体についての条件である(1)から(2)までに掲げる事項

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措

置の内容及び当該届出の方法　個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。
(1) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)において同じ。）が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
個体の脚部に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）様式第五の二に規定する規格に準じる脚環を装着し、当該脚環の識別番号を証する書類及び装着状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外であることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部の出入口を閉め切つた室内において実施することと等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

六 ケリュドラー・セルペントイナ（カミツキガメ）
イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

八 口 飼養等の許可の有効期間 五年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。

() 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに

() 終了年月日及び終了の事由

() 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）

() 個体の譲渡し等を行つた場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可

飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

() 特定外来生物の種類
() 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

() 数量の増減に係る個体についての条件である(1)から()までに掲げる事項

二 識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左後肢皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(2) 甲長が十五センチメートルに満たない個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体につては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）

(4) 学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

木 特定外来生物の取扱方法

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

(2) 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

七 アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングステイケプス、アノリス・カロリネンスイス（グリーンアンノール）、アノリス・エクエストリス（ナイトアノール）、アノリス・ガルマニ（ガーマニアノール）、アノリス・ホモレキス及びアノリス・サグレイ（ブラウンアノール）

八 口 特定飼養等施設の基準の細目　おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

口 飼養等の許可の有効期間　五年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間　輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他的事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職

員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。

() 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに

終了年月日及び終了の事由

() 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）

() 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号を受けていた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

特定外来生物の種類

() 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

() 数量の増減に係る個体についての条件である(1)から(3)までに掲げる事項

二
置の内容及び当該届出の方法（個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること）。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十

分な強度を有する網に入れること等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

ハ ブン（イヌバオオガシラ）、ボイガ・キュノドヘビ）、ボイガ・キュアナ（ミドリオオガシラ）、ボイガ・キュノドガ・ニグリケプス（ボウシオオガシラ）、エラフエ・タエニウラ・フリエスイ（タイワーンスジオ）及びプロトボトロップス・ムクロスカマトウス（タイワンハブ）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

ハ 口 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間（輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。
(2) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

() 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）

(2) 謙渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号
飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可
を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養
等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環
境大臣に提出すること。

特定外来生物の種類
一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及
び現存量

() 数量の増減に係る個体についての条件である(1)から
() までに掲げる事項

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措
置の内容及び当該届出の方法 個体の総排泄孔より前の左側
皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの
埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明
書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三
十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに
該当している場合は、この限りでない。

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体につい
て、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一
七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以
下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合
であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師
又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許
可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
(2) 体長が五十センチメートルに満たない個体又はマイクロチ
ップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の
個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養
等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標
識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイ
クロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあ
り

つては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書
に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以
内に環境大臣に提出する場合

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若
しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイ
クロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイク
ロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行し
た証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始した
ときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(4) 学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助
教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と
認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等
をする特定外来生物について、個体の総排泄孔より前の左
側皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロ
チップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を
届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三
十日以内に環境大臣に提出する場合

(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることがで
きない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該
個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す
標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真
を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから
三十日以内に環境大臣に提出する場合

(1) 特定外来生物の取扱方法
特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定
飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する
他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移
動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定
外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる
場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分

な強度を有する網に入れること等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

(2) プロトボトロップス・ムクロスカマトウス(タイワンハブ)の飼養等をする場合にあつては、危険な生物であり、第三者的の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

九 ブフォ・コグナトウス(ブレーンズヒキガエル)、ブフォ・グタトウス(キンイロヒキガエル)、ブフォ・マリヌス(オオヒキガエル)、ブフォ・ブンクタトウス(アカボシヒキガエル)、ブフォ・クエルキクス(オーケヒキガエル)、ブフォ・スペキオス(テキサスピキガエル)、ブフォ・テュフォニウス(コノハヒキガエル)、オステオピルス・セプテントリオナリス(キュー・バズツキガエル)、エレウテロダクテユルス・コクイ(コキーコヤスガエル)及びポリュペダテス・レウコミュスタクス(シロアゴガエル)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

六 口 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 口 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究、教育又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであつて、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設

に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出するこ

木 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一

時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れることが適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十 ラナ・カテスベイアナ(ウシガエル)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

ハ 口 飼養等の許可の有効期間 三年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究、教育又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであつて、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

二 (1) 特定外来生物の種類 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現

(2) 存量 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設

に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ

特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、実験の用に供するため、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設等の施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入ること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

ト

イ
特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかであること。ただし、網いけす型施設については、生業の維持を目的とした飼養等をする場合で、かつ、漁業の用に供する場合に限る。

ハ

イクタルルス・ブンクタトウス(チャネルキャットフィッシュ)
届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の數量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするものであつて、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

二
名又は名称並びに許可番号
識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該措置の状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ
特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入ること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

ト

十一 エソクス・ルキウス(ノーザンパイク)、エソクス・マスクイノンギュ(マスキーバイク)、ペルカ・フルヴィアティリス(ヨーロピアンパーク)、サンデル・ルキオペルカ(パイクパーク)、スイニペルカ・クアトスイ(ケツギヨ)及びスイニペルカ・スケルゼリ(コウライケツギヨ)

ハ

口
特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。
飼養等の許可の有効期間 三年間
届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡

(2)(1) 特定外来生物の種類
一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該措置の状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十三 ガンブスイア・アフィニース（カダヤシ）、モロネ・クリュソップス（ホワイトバス）及びモロネ・サクサティリス（ストライプトバス）並びにモロネ・クリュソップス（ホワイトバス）がモロネ・サクサティリス（ストライプトバス）と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設、水槽型施設等又は人工池沼型施設等のいずれかであること。

ハ 口 飼養等の許可の有効期間 三年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

十四 キヨウとうさそり科全種

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

ハ 口 飼養等の許可の有効期間 三年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措

置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

- (1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入口を閉め切つた室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。
- (2) 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

十五 ガウコ、ロクソスケレス・ラエタ、ロクソスケレス・レクルサ、ラトロデクトウス・ハセルティイ（セアカゴケグモ）、ラトロデクトウス・マクタンス（クロゴケグモ）及びラトロデクトウス・トレデキムグタトウス（ジユウサンボシゴケグモ）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡

し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措

置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

- (1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入口を閉め切つた室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。
- (2) 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

十六 イークリイフィッシュ）及びケラクス属全種

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡

し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

木 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定飼養等施設の外であることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十七 パキファスタクス・レーワスクルス（ウチダザリガニ）（規則第九条の適用を受ける場合を除く。）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）、水槽型施設等（前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は人工池沼型施設等のいずれかであること。

ハ 口 飼養等の許可の有効期間 三年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするものであつて、飼養等の許可を受け

た日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

二(1) 特定外来生物の種類 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(2)(1) (3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

木 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定飼養等施設の外であることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十七 エリオケイル属（モクズガニ属）に属する種のうちエリオケイル・ヤボニカ（モクズガニ）以外のもの

イ 特定飼養等施設の基準の細目 擁壁式施設等、移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

ハ 口 飼養等の許可の有効期間 三年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ

ならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にはあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするものであつて、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 特定外来生物の種類

一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現

(2) 存量
数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

(3) 存量
数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号
識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

木 特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外であることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十九 ケイロトヌス属（テナガコガネ属）に属する種のうちケイロトヌス・ヤンバル（ヤンバルテナガコガネ）以外のもの、エウキ

ルス属（クモテナガコガネ）全種、プロポマクルス属（ヒメテナガコガネ）全種、リネピテマ・フミレ（アルゼンチンアリ）、ソレノプスイス・ゲミナタ（アカカミアリ）、ソレノプスイス・イソンヴィクタ（ヒアリ）及びワスマンニア・アウロブンクタタ（コカミアリ）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

ハ 口 飼養等の許可の有効期間 三年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

木 特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外であることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十九 ケイロトヌス属（テナガコガネ属）に属する種のうちケイロトヌス・ヤンバル（ヤンバルテナガコガネ）以外のもの、エウキ

(2) な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。
ソレノブスイス・ゲミナタ（アカカミアリ）又はソレノブ
スイス・インヴィクト（ヒアリ）の飼養等をする場合にあ
つては、危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨
の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出す
ることにより実施すること。

二十一 ハ 口 イ

ポンブス・テルレストリス（セイヨウオオマルハナバチ）
特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等（前条第一号ホ
ニ掲げる要件を満たさない施設を含む。）、移動用施設（前条
第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型
施設等（前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）
のいずれかであること。

飼養等の許可の有効期間 三年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ
ならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由によ
り飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡
し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個
体の数が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究又
は生業の維持を目的とした飼養等をするものであつて、飼養等
の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日
の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に
係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

特定外来生物の種類

(1) 一年間に飼養等をした個体に係る巣の総数量、増減した数
量及び現存量
(2) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏
名又は名称並びに許可番号
識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措

置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設
に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の
掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等
を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

二十二 ハ 口 イ

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定
飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する
他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移
動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定
外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる
場合であつて、十分な強度を有する袋に入れること等の適
切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

(2) 飼養等をしないこととした場合は、個体又は個体を収納し
てある巣箱を密閉した袋に入れること等により、確実に殺
処分すること。

リムノベルナ属（カワヒバリガイ属）全種、ドレイセナ・
ブゲンスイス（クワッガガイ）、ドレイセナ・ポリュモルファ（
カワホトトギスガイ）、エウグランディナ・ロセア（ヤマヒタチ
オビ）及びプラテュデムス・マノクワリ（ニコーギニアヤリガタ
リクウズムシ）

特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設（前条第三号ハに
掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前
条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれ
かであること。

飼養等の許可の有効期間 二年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ
ならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由によ
り飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡
し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個
体の数が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出なければならない。

ら三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 固体を収容する特定飼養等施設

に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、十分な強度を有する袋に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十二 アルテルナンテラ・フィロクセロイデス（ナガエツルノゲイトウ）、ルドヴィギア・グランディフロラ、ヒュドロコティレ・ラヌンクロイデス（ブラジルチドメグサ）、ピステイア・ストラティオテス（ボタンウキクサ）、アゾルラ・クリスタタ、ギュムノコロニス・スピラントイデス（ミズヒマワリ）及びミュリオフルルム・アクアティクム（オオフサモ）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）、水槽型施設等（前条第四号口、ハ及びニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は人工池沼型施設等（前条第五号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。ただし、指定の際現に飼養等をしている個体を観賞のために飼養等をする場合につては、移動用施設又は水槽型施設等に限る。

飼養等の許可の有効期間 三年間
届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ
ならない期間 輸入、譲受け、引受け若しくは採取により飼養
等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引

渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

(1) 特定外来生物の取扱方法

(2) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、十分な強度を有する水槽に入れること等の適切な逸出防止措置を講じ、速やかに特定飼養等施設に収容する場合は、この限りでない。

(3) 施設内の水交換等に当たつては、特定外来生物の個体又はその器官が逸出することのないよう、濾過した上で排水を行ふこと。

(3) 枯損した個体若しくはその器官又は飼養等をしない」と
した個体若しくはその器官については、焼却処分すること
三 コレオプスイス・ランケオラタ（オオキンケイギク）、ル
ベキア・ラキニアタ（オオハンゴンソウ）、セネキオ・マダガ
スカリエンスイス（ナルトサワギク）、スバルティナ属全種及び
エロニカ・アナガルリス アクアティカ（オオカラヂシャ）
特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設（前条第三号ハに
掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は屋内栽培施設のい
ずれかであること。

口 飼養等の許可の有効期間 三年間

八 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け若しくは採取により飼養をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設

に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

木 特定外来生物の取扱方法

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、袋に入れること等の適切な逸出防止措置を講じ、速やかに特定飼養等施設に収容する場合は、この限りでない。

(2) 枯損した個体若しくはその器官又は飼養等をしないこととした個体若しくはその器官については、焼却処分すること。

二十四 イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第二号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、屋内栽培施設又は圃場型施設のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 口 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け若しくは採取により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引

渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

木 特定外来生物の取扱方法

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、袋に入れること等の適切な逸出防止措置を講じ、速やかに特定飼養等施設に収容する場合は、この限りでない。

(2) 枯損した個体若しくはその器官又は飼養等をしないこととした個体若しくはその器官については、焼却処分すること。

(3) ほ場型施設で飼養等をする場合にあつては、結実期前にすべての個体を採取し、焼却処分すること。

環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成十七年五月環境省告示第四十一号）（抄）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（特定外来生物の種類ごとの基準の細目等）	（特定外来生物の種類ごとの基準の細目等）
第一条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置（以下「識別措置」という。）の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	第一条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置（以下「識別措置」という。）の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一 （略）	一 （略）
二 マカカ・キユクロピス（タイワンザル）、マカカ・ファスキラリス（カニクイザル）及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）並びにマカカ・キユクロピス（タイワンザル）がマカカ・フスカタ（ニホンザル）と交雑することにより生じた生物及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）がマカカ・フスカタ（ニホンザル）と交雑することにより生じた生物（それぞれの生物の子孫を含む。）	二 マカカ・キユクロピス（タイワンザル）、マカカ・ファスキラリス（カニクイザル）及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）

イホ (略)

三一十二 (略)

十三 ガンブスイア・アフィニス (カダヤシ)、モロネ・クリュソ
バス (ホワイトバス) 及びモロネ・サクサティリス (ストライプ
トバス) 並びにモロネ・クリュソバス (ホワイトバス) がモロネ
・サクサティリス (ストライプトバス) と交雑することにより生
じた生物 (その生物の子孫を含む。)

イホ (略)

十四一二十一 (略)

二十二 アルテルナンテラ・フィロクセロイデス (ナガエツルノゲ
イトウ)、ルドウイギア・グランディフロラ、ヒュドロコティレ
・ラヌンクロイデス (ブラジルチドメグサ)、ピスティア・スト
ラティオテス (ボタンウキクサ)、アゾルラ・クリスタタ、ギュ
ムノコロニス・スピラントイデス (ミズヒマワリ) 及びミュリオ
フユルルム・アクアティクム (オオフサモ)

イホ (略)

二十三 コレオプスイス・ランケオラタ (オオキンケイギク)、ル
ドベキア・ラキニアタ (オオハンゴンソウ)、セネキオ・マダガ
スカリエンシス (ナルトサワギク)、スバルティナ属全種及び
ヴェロニカ・アナガルリス アクアティカ (オオカワヂシ
ヤ)

イホ (略)

イホ (略)

三一十二 (略)

十三 ガンブスイア・アフィニス (カダヤシ)、モロネ・クリュソ
バス (ホワイトバス) 及びモロネ・サクサティリス (ストライプ
トバス)

イホ (略)

十四一二十一 (略)

二十二 アルテルナンテラ・フィロクセロイデス (ナガエツルノゲ
イトウ)、ヒュドロコティレ・ラヌンクロイデス (ブラジルチド
メグサ)、ピスティア・ストラティオテス (ボタンウキクサ)、
アゾルラ・クリスタタ、ギュムノコロニス・スピラントイデス (ミズヒマワリ) 及びミュリオフユルルム・アクアティクム (オオ
フサモ)

イホ (略)

二十三 コレオプスイス・ランケオラタ (オオキンケイギク)、ル
ドベキア・ラキニアタ (オオハンゴンソウ)、セネキオ・マダガ
スカリエンシス (ナルトサワギク)、スバルティナ・アングリ
カ及びヴェロニカ・アナガルリス アクアティカ (オオカワヂシ
ヤ)

イホ (略)

二十一 (略)

二十一 (略)

ハリネズミ属全種等の防除に関する件の一部を改正する件新旧対照条文

ハリネズミ属全種等の防除に関する件（平成十八年一月環境省告示第三十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>ハリネズミ属全種等の防除に関する件</p> <p>1 防除の対象 エリナケウス属（ハリネズミ属）全種、スキウルス・维尔ガリス（キタリス）のうちスキウルス・维尔ガリス・オリエンティス（エゾリス）以外のもの、オンドトラ・ズイベティクス（マスクラット）、ムステラ・ヴィソン（アメリカミンク）、アクシスイヌ属（アキシスジカ属）全種、ケルヴス属（シカ属）に属する種のうちケルヴス・ニポン・ケントラリス（ホンシユウジカ）、ケルヴス・ニポン・ケラマエ（ケラマジカ）、ケルヴス・ニポン・マゲシマエ（マゲシカ）、ケルヴス・ニポン・ニポン（キュウシユウジカ）、ケルヴス・ニポン・ブルケルルス（ツシマジカ）、ケルヴス・ニポン・ヤクシマエ（ヤクシカ）、ケルヴス・ニポン・イエソウンスイス（エゾシカ）以外のもの、ダマ属（ダマシカ属）全種並びにエラフルス・ダヴィディアヌス（シフゾウ）並びにマカカ・キクロピス（タイワンザル）がマカカ・フスカタ（ニホンザル）と交雑することにより生じた生物及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）がマカカ・フスカタ（ニホンザル）と交雑することにより生じた生物（それぞれの生物の子孫を含む。）（以下「ハリネズミ属全種等」</p>	<p>ハリネズミ属全種等の防除に関する件</p> <p>1 防除の対象 エリナケウス属（ハリネズミ属）全種、スキウルス・维尔ガリス（キタリス）のうちスキウルス・维尔ガリス・オリエンティス（エゾリス）以外のもの、オンドトラ・ズイベティクス（マスクラット）、ムステラ・ヴィソン（アメリカミンク）、アクシスイヌ属（アキシスジカ属）全種、ケルヴス属（シカ属）に属する種のうちケルヴス・ニポン・ケントラリス（ホンシユウジカ）、ケルヴス・ニポン・ケラマエ（ケラマジカ）、ケルヴス・ニポン・マゲシマエ（マゲシカ）、ケルヴス・ニポン・ニポン（キュウシユウジカ）、ケルヴス・ニポン・ブルケルルス（ツシマジカ）、ケルヴス・ニポン・ヤクシマエ（ヤクシカ）及びケルヴス・ニポン・イエソウンスイス（エゾシカ）以外のもの、ダマ属（ダマシカ属）全種並びにエラフルス・ダヴィディアヌス（シフゾウ）（以下「ハリネズミ属全種等」）という。</p>

ヒニギ。
2
～
7
(略)

2
～
7
(略)

ガビチョウ等の防除に関する件の一部を改正する件新旧対照条文

ガビチョウ等の防除に関する件（平成十八年一月環境省告示第三十三号）（抄）（傍線の部分は改正部分、平成二十六年八月十一日より施行）

	改 正 案	現 行
1 防除の対象	カナダガン等の防除に関する件 1 防除の対象 ブランタ・カナデンシス（カナダガン）、ガルルラクス・カノルス（ガビチョウ）、ガルルラクス・ペルスピキルラトウス（カオグロガビチョウ）、ガルルラクス・サンニオ（カオジロガビチョウ）及びレイオトリクス・ルテア（ソウシチョウ）（以下「ガビチョウ等」という。）	ガビチョウ等の防除に関する件 1 防除の対象 ガルルラクス・カノルス（ガビチョウ）、ガルルラクス・ペルスピキルラトウス（カオグロガビチョウ）、ガルルラクス・サンニオ（カオジロガビチョウ）及びレイオトリクス・ルテア（ソウシチョウ）（以下「ガビチョウ等」という。）
2 ・ 3 （略）		
4 防除の目標	生態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに、カナダガン等が既にまん延している場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、カナダガン等が今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。	生態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに、ガビチョウ等が既にまん延している場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、ガビチョウ等が今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。
5 防除の内容	1 防除の方法 イ 調査	1 防除の方法 イ 調査

(1) カナダガン等の全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。

6
・
7 (2) (略)
一
二
三
（略）
口
木

(1) ガビチヨウ等の全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。

6
・
7 (2) (略)
一
二
三
（略）
口
木

ノーザンバイク等の防除に関する件の一部を改正する件新旧対照条文

ノーザンバイク等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第三十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
		ノーザンバイク等の防除に関する件	ノーザンバイク等の防除に関する件	
1 2 7 （略）	1 2 7 （略）	<p>1 防除の対象 エソクス・ルキウス（ノーザンバイク）、エソクス・マスクイノンギュ（マスキーバイク）、モロネ・クリュソブス（ホワイトバス）、モロネ・サクサティリス（ストライプトバス）、ペルカ・フルヴィアティリス（ヨーロピアンパーク）、サンデル・ルキオペルカ（バイクパーク）、スイニペルカ・クアトスイ（ケツギヨ）、スイニペルカ・スケルゼリ（コウライケツギヨ）、アスタークス属全種、オルコネクテス・ルステイクス（ラステイークレイフイッシュ）、ケラクス属全種、エリオケイル属（モクズガニ属）に属する種のうちエリオケイル・ヤボニカ（モクズガニ）以外のもの、ドレイセナ・ブゲンスイス（クワッガガイ）及びドレイセナ・ポリュモルファ（カワホトトギスガイ）並びにモロネ・クリュソブス（ホワイトバス）がモロネ・サクサティリス（ストライプトバス）と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）（以下「ノーザンバイク等」という。）</p>	<p>1 防除の対象 エソクス・ルキウス（ノーザンバイク）、エソクス・マスクイノンギュ（マスキーバイク）、モロネ・クリュソブス（ホワイトバス）、モロネ・サクサティリス（ストライプトバス）、ペルカ・フルヴィアティリス（ヨーロピアンパーク）、サンデル・ルキオペルカ（バイクパーク）、スイニペルカ・クアトスイ（ケツギヨ）、スイニペルカ・スケルゼリ（コウライケツギヨ）、アスタークス属全種、オルコネクテス・ルステイクス（ラステイークレイフイッシュ）、ケラクス属全種、エリオケイル属（モクズガニ属）に属する種のうちエリオケイル・ヤボニカ（モクズガニ）以外のもの、ドレイセナ・ブゲンスイス（クワッガガイ）及びドレイセナ・ポリュモルファ（カワホトトギスガイ）（以下「ノーザンバイク等」という。）</p>	

ボタンウキクサ等の防除に関する件の一部を改正する件新旧対照条文

ボタンウキクサ等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第四十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>ボタンウキクサ等の防除に関する件</p> <p>1 防除の対象 ピスティア・ストラティオテス（ボタンウキクサ）、アゾルラ・クリスター、ミュリオフルルム・アクアティクム（オオフサモ）、ルドヴィギア・グランディフロラ及びスバルティナ属全種（以下「ボタンウキクサ等」という。）</p> <p>2～7 （略）</p>	<p>ボタンウキクサ等の防除に関する件</p> <p>1 防除の対象 ピスティア・ストラティオテス（ボタンウキクサ）、アゾルラ・クリスター及びミュリオフルルム・アクアティクム（オオフサモ）（以下「ボタンウキクサ等」という。）</p> <p>2～7 （略）</p>

ハリネズミ属全種等の防除に関する件

(平成十八年環境省告示第三十二号)

1 防除の対象 エリナケウス属(ハリネズミ属)全種、スキウルス・タルカリス(キタリス)のうちスキウルス・タルカリス・オリエンティス(エゾリス)以外のもの、オンドトラ・ズイベティクス(マスクラット)、ムステラ・ヴィソン(アメリカミンク)、アクシスイス属(アキシスジカ属)全種、ケルヴス属(シカ属)に属する種のうちケルヴス・ニポン・ケントラリス(ホンシユウジカ)、ケルヴス・ニポン・ケラマエ(ケラマジカ)、ケルヴス・ニポン・マゲシマエ(マゲシカ)、ケルヴス・ニポン・ニポン(キュウウシユウジカ)、ケルヴス・ニポン・マゲシマエ(マゲシカ)及びケルヴス・ニポン・ブルケルルス(ツシマジカ)、ケルヴス・ニポン・イエソウクロピス(エゾシカ)以外のもの、ダマ属(ダマシカ属)全種並びにエラフルス・ダヴィディアヌス(シフヅウ)並びにマカラ・キヌクロピス(タイワンザル)がマカラ・フスカタ(ニホンザル)と交雑することにより生じた生物及びマカラ・ムラタ(アカゲザル)がマカラ・フスカタ(ニホンザル)と交雑することにより生じた生物(それぞれの生物の子孫を含む。)（以下「ハリネズミ属全種等」という。）

2 防除を行う区域 全国

3 防除を行う期間 平成十八年一月一日から平成三十三年三月三十日まで

4 防除の目標 生態系に係る被害の防止を図るために、次に掲げる地域ごとに、ハリネズミ属全種等が既にまん延している場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、ハリネズミ属全種等が今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

— 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域

二 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域

三 その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域)

5 防除の内容

一 防除の方法

イ 調査

(1) ハリネズミ属全種等の全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。

(2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。

ロ 捕獲

(1) 設置した猟具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「法」という。)に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。

(4) (3) (2) 防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。)第二条第五

項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たつては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。

(5) わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うものとする。

捕獲等のための施設

ハリネズミ属全種等を捕獲するための施設又は封じ込めをするための防護柵等を設置する場合には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下「施行規則」という。）第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたものとする。

二 防除により捕獲した個体の処分

(1) 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。

(2) 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない適切な方法により処分するものとする。

(3) 捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。

(4) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四

条第二号の規定に基づいて特定外来生物を取り扱うことができる場合に限るものとする。

ホ 飼養等のための施設

捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であつて、当該わな等に施錠設備が施されている場合その他の逸出防止の措置が講じられている場合は、この限りでない。

ヘ モニタリング

二 在来生物の捕獲等を避けるための措置
生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

三 関係法令の遵守

二 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

6 防除の確認又は認定の要件

一 法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認（以下「確認」という。）又は同条第二項による国及び地方公共団体以外の者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であつて、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るために協議又は検討を行つた場合には、その経緯及び結果について防除実施計画書に記載していること。

二 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有

者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画書に記載していること。

三 認定に関しては、防除実施計画を実行する財政的及び人員的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載していること。

四 原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護法による狩猟免許を有する者が当該猟具を使用することについて防除実施計画書に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、免許非所持者であつても従事者に含むことができる。

五 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の方法について記載していること。

六 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲載し、又は添付していること。

七 鳥獣保護法第十二条第一項又は第二項で禁止又は制限をされた捕獲は行わないこと。

八 鳥獣保護法第十五条第一項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこと。

九 鳥獣保護法第三十五条第一項で銃猟禁止区域として指定されている区域においては、銃器による防除は行わないこと。

十 鳥獣保護法第三十六条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わないこと。

十一 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第三十八条において禁止されている行為を行わないこと。

7 その他

一 防除手法等の技術の開発

環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発

二 に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。
普及啓発の推進

各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

カナダガン等の防除に関する件

(平成十八年環境省告示第三十三号)

注 平成二十六年八月一日施行

1 防除の対象 ブランタ・カナデンシス（カナダガン）、ガルルラクス・カノルス（ガビチヨウ）、ガルルラクス・ペルスピキルラトウス（カオグロガビチヨウ）、ガルルラクス・サンニオ（カオジロガビチヨウ）及びレイオトリクス・ルテア（ソウシチヨウ）（以下「カナダガン等」という。）

2 防除を行う区域 全国

3 防除を行う期間 平成十八年二月一日から平成三十三年三月三十日まで

4 防除の目標

生態系に係る被害の防止を図るために、次に掲げる地域ごとに、カナダガン等が既にまん延している場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、カナダガン等が今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

一 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域

二 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域

三 その他の地域（前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域）

5 防除の内容

一 防除の方法

イ 調査

- (1) カナダガン等の全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。
- (2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域において

さらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。

口 捕獲

地域の状況に応じ、網等の捕獲獵具を効果的に用いて捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。
(1) 設置した獵具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。

(2) 防除に使用する捕獲獵具には、獵具ごとに、法に基づく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。
(3) 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。
(4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。）第二条第五項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たつては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。

ハ 防除により捕獲した個体の処分

(1) 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。

(2) 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない適切な方法により処分するものとする。

(3) 捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、法第五

条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。

(4) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

二 飼養等のための施設

捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号）第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とする。ただし、捕獲個体を網等に入れたままで一時保管する場合であって、当該網等に逸出防止の措置が講じられている場合は、この限りでない。

ホ モニタリング

生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

二 在来生物の捕獲等を避けるための措置

網等を設置して捕獲等をする場合は、在来生物が捕獲されないように注意するものとする。

三 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

六 防除の確認又は認定の要件

法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認（以下「確認」という。）又は同条第一項による国及び地方公共団体以外の

者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であつて、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るために協議又は検討を行つた場合には、その経緯及び結果について防除実施計画書に記載していること。

二 認定に關しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画書に記載していること。

三 認定に關しては、防除実施計画を実行する財政的及び人員的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載していること。

四 原則として、使用する獵具に応じ、鳥獣保護法による狩猟免許を有する者が当該獵具を使用することについて防除実施計画書に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、免許非所持者であつても従事者に含むことができる。

五 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の方法について記載していること。

六 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲載し、又は添付していること。

七 鳥獣保護法第十二条第一項又は第二項で禁止又は制限された捕獲は行わないこと。

八 鳥獣保護法第十五条第一項に基づき指定された指定獵法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された獵法により捕獲を行わないこと。

九 鳥獣保護法第三十五条第一項で銃獵禁止区域として指定されている区域においては、銃器による防除は行わないこと。

十 鳥獣保護法第三十六条に基づき危険獣法として規定される手段による防除は行わないこと。

十一 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第三十八条において禁止されている行為を行わないこと。

7 その他

一 防除手法等の技術の開発

環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。

二 普及啓発の推進

各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

ノーザンパイク等の防除に関する件

(平成十八年環境省告示第三十八号)

1 防除の対象 エソクス・ルキウス（ノーザンパイク）、エソクス・マスクイノンギュ（マスキーパイク）、モロネ・クリュソップス（ホワイトバス）、モロネ・サクサティリス（ストライプトバス）、ペルカ・フルヴィアテイリス（ヨーロピアンパーク）、サンデル・ギヨ）、フルキオペルカ（パイクパーク）、スイニペルカ・クアトスイ（ケツクス属全種、オルコネクテス・ルステイクス（ラステイークレイフイツシユ）、ケラクス属全種、エリオケイル属（モクズガニ属）に属する種のうちエリオケイル・ヤポニカ（モクズガニ）以外のもの、ドレイセナ・ブゲンスイス（クワッガガイ）及びドレイセナ・ポリュモルファ（カワホトトギスガイ）並びにモロネ・クリュソップス（ホワイトバス）がモロネ・サクサティリス（ストライプトバス）と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）（以下「ノーザンパイク等」という。）

2 防除を行う区域 全国

3 2 防除を行う期間 平成十八年二月一日から平成三十三年三月三十日まで

4 防除の目標

生態系に係る被害の防止を図るため、ノーザンパイク等の野外における生息状況の監視に努め、次に掲げる地域において生息が確認された場合には可能な限り予防的な防除を行うものとする。また、次に掲げる地域ごとに、被害が確認された場合には、被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

二 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
二 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域

三 その他の地域（前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域）

5

一 防除の内容

イ 調査

- (1) ノーザンパイク等の全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。
- (2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。

ロ 捕獲等

下記の項目について、地域の状況に応じ効果的な手法を活用して捕獲等を進めるものとする。

漁具による捕獲

ハ 繁殖抑制

水抜き、干し出しその他の手法

八 防除により捕獲した個体の処分

- (1) その場で殺処分せずに捕獲した個体については、防除実施者の責任の下、焼却、埋却、飼肥料への加工等適切に処分するものとする。

(2) 捕獲個体については、学術研究、展示又は教育の目的である場合に限り、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。

- (3) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相

手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定

外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

二 飼養等のための施設

捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号）第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とする。ただし、捕獲個体を網等に入れたまま一時保管する場合等であつて、当該網等に逸出防止の措置が講じられている場合は、この限りでない。

ホ モニタリング

生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

二 防除の実施に際しての留意事項

イ 捕獲個体の運搬又は保管をする場合には、当該行為を行う従事者に対し個体を逸出させないよう指示するものとする。

ハ 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

六 防除の確認又は認定の要件

法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認（以下「確認」という。）又は同条第二項による国及び地方公共団体以外の者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であつて、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るために協議又は検討を行つた場合には、その経緯及び結果について防除実施計画書に記載していること。

二 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画書に記載していること。

三 認定に関しては、防除実施計画を実行する財政的及び人員的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載していること。

四 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容を具体的に指示していること。

五 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲載し、又は添付していること。

七 その他

一 防除手法等の技術の開発

環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。

二 普及啓発の推進

各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

ボタンウキクサ等の防除に関する件

(平成十八年環境省告示第四十四号)

1 防除の対象 ピステイア・ストラティオテス（ボタンウキクサ）、アゾルラ・クリスタタ、ミユリオフュルルム・アクアティクム（オオフサモ）、ルドゥイギア・グランディフロラ及びスバルティナ属全種（以下「ボタンウキクサ等」という。）

2 防除を行う区域 全国

3 防除を行う期間 平成十八年二月一日から平成三十二年三月三十日まで

4 防除の目標

生態系に係る被害の防止を図るために、次に掲げる地域ごとに、ボタンウキクサ等が既にまん延している場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、ボタンウキクサ等が今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

一 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域

二 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域

三 特有の生物相を有する地域

三 その他の地域（前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域）

5 防除の内容

一 防除の方法

イ 調査

- (1) ボタンウキクサ等の全国的な生育状況及び被害状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。
- (2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生育状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。

口 採取等

地域の状況に応じ、効果的な手法で採取等（採取し、又は枯死させることをいう。以下同じ。）を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。

(1) 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。

(2) 防除の対象となる生物以外の生物の生息又は生育に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。

八 防除により採取等した個体の処分

(1) 採取等した個体は防除実施者の責任の下、運搬又は保管時に逸出することのないよう適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。

(2) 採取等した個体については、学術研究、展示又は教育的目的である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。

(3) 採取等した個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

二 モニタリング

生育状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

関係法令の遵守

6 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

防除の確認又は認定の要件

法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認（以下「確認」という。）又は同条第二項による国及び地方公共団体以外の者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であつて、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るために協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防除実施計画書に記載していること。

二 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画書に記載していること。

三 認定に関連しては、防除実施計画を実行する財政的及び人員的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載していること。

四 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の方法について記載していること。

五 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲載し、又は添付していること。

7 その他

一 防除手法等の技術の開発

環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。

二 普及啓発の推進

各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

特定外来生物被害防止基本方針

平成 26 年 3 月

環 境 省

農林水産省

【 目 次 】

第 1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想	
1 背景	1
2 課題認識	2
3 被害防止の基本的な方針	2
第 2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項	
1 選定の前提	4
2 被害の判定の考え方	4
3 選定の際の考慮事項	5
4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取	5
第 3 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項	
1 飼養等の許可の考え方	6
2 個体の処分	8
3 輸入の禁止	8
4 譲渡し等の禁止	8
5 放出等の許可の考え方	8
6 立入り等	9
第 4 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項	
1 防除の公示に関する事項	10
2 防除の実施に関する事項	11
3 その他	15
第 5 輸入品等の検査等に係る基本的な事項	
1 特定外来生物等が付着し、又は混入しているおそれのある輸入品等の検査に係る事項	15
2 特定外来生物等が付着し、又は混入している輸入品等の消毒又は廃棄に係る事項	16
3 命令の手順及び基準の設定に係る意見の聴取	16
第 6 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項	
1 未判定外来生物	17
2 種類名証明書の添付を要しない生物	18
3 科学的知見の充実	19
4 国民の理解の増進	19
5 その他	19

特定外来生物被害防止基本方針

(平成 26 年 3 月 18 日閣議決定)

第 1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

1 背景

野生生物の分布は、地形、気候など様々な条件によって制限されている。こうした制約条件の下に進化の過程が進行し、種が分化し、地域に固有の生物相が形成されてきた。地域に固有の様々な生物が相互に作用し合うことにより成り立っている生態系は、外部からの生物の導入に対して脆弱な面を有している。特に島国で独特の生物相及び生態系が形成されている我が国においては、このような面が典型的であることを踏まえて、我が国の生物多様性の保全を図る必要がある。

近代以降、人間活動の発展に伴い人及び物資の移動が活発化し、国外又は国内の他地域から、生物が本来有する移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に導入される生物が増加している。

このような生物の中には、家畜、栽培植物、園芸植物、造園緑化植物、漁業対象種等様々な用途に利用され、長い時間をかけての生活及び文化への浸透・共存や、産業利用等、様々な積極的役割を果たしてきたものもある。一方、それまで存在しなかった生物がある地域に人為的に持ち込まれると、その生物に対する防御機能を有していない在来生物が捕食、駆逐されるなどにより、持ち込まれた地域の生物多様性が大きく変質してしまう場合がある。そのような例が、我が国を始め世界各地で報告されており、また、人への危険性を有するものや農林水産業に被害を及ぼすような事例も見られている。

ある地域に人為的に導入されることにより、その自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）を越えて存在することとなる生物は一般的に外来生物と呼ばれ、このような生物による生態系、人の生命・身体又は農林水産業への被害の問題は、一般的に外来生物の問題として認識されている。国際的にも生物多様性条約第 8 条（h）において、侵略的な外来生物への対応の必要性が位置付けられ、同条約の第 6 回締約国会議で採択された「生態系、生息地、種を脅かす外来種の予防、導入、影響緩和のための指針原則」において、予防的な観点に立って、予防（侵入の防止）、早期発見及び早期対応（定着の防止）並びに根絶、封じ込め及び被害の低減を図ることが重要であるとされている。

平成 17 年 6 月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「本法」という。）では、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を「外来生物」とし、外来生物であって在来生物（我が国にその本来の生息地又は生育

地を有する生物をいう。以下同じ。)とその性質が異なることにより生態系、人の生命・身体又は農林水産業に係る被害(以下「生態系等に係る被害」という。)を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものを「特定外来生物」と定義した。本法は、特定外来生物による我が国の生態系等に係る被害を防止すること等を目的としている。なお、この定義における「導入」は、人為による意図的又は非意図的な移動を意味している。

また、本法の施行から5年以上が経過したことから、平成24年5月から中央環境審議会において、本法の施行状況等について検討が行われ、平成24年12月に同審議会より環境大臣及び農林水産大臣に対し、今後講すべき必要な措置について意見具申がなされた。この意見具申を踏まえ、平成25年6月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、公布された。本改正により、a)当該外来生物が交雑することにより生じた生物を特定外来生物に指定できること、b)主務大臣の許可を受けて防除の推進に資する学術研究のための特定外来生物の放出等ができること、c)特定外来生物が付着又は混入しているおそれがある輸入品等の検査ができること及び特定外来生物が付着又は混入している輸入品等の消毒又は廃棄の命令ができること等が新たに規定された(以下この基本方針において「外来生物」とは、海外から我が国に導入されることにより本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(その生物が交雑することにより生じた生物を含む。)をいう。)。

2 課題認識

外来生物の中には、在来生物の捕食、採食、踏み付けによる自然植生への影響、競合による在来生物の駆逐、土壤環境のかく乱、在来生物との交雫による遺伝的なかく乱等の生態系への被害、かみつき若しくは毒等による人の生命・身体への被害又は農林水産物の食害等による農林水産業への被害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあるものがあり、このような外来生物への対策が必要となっている。

外来生物による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性がある。このため、どのような外来生物については我が国へ不必要に導入されることのないよう生物多様性条約の考え方を踏まえて対応することが重要であり、飼養その他の取扱いに当たっても、野外に遺棄又は逸出等をすることのないよう適切な管理が行われることが重要である。

また、このような外来生物による被害又はそのおそれが新たに確認された場合には、緊急に当該外来生物の防除の措置を講ずることが必要であり、既にまん延して被害を及ぼしている外来生物については、計画的に防除を行うことが必要である。

3 被害防止の基本的な方針

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物が問題を引き起こすのは、当該外来生物が意図的又は非意図的に野外へ遺棄又は逸出等されることに起

因している。このため、第一義的には野外への遺棄又は逸出等を予防することが重要であり、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、国内における適正な管理が確保された者以外にはその飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）輸入を認めないものとする。

また、特定外来生物に該当するか否かの知見がなく、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物については、未判定外来生物に指定し、おそれがあるか否かを判定するまで輸入制限を実施する。

特定外来生物に指定されていない外来生物についても、被害に関する知見及び導入・定着の状況の把握に努め、被害又はそのおそれが確認できた場合には、既存制度での対応状況等を踏まえ、特定外来生物の選定について適切に検討する。

野外に遺棄又は逸出等した特定外来生物については、分布が拡大する前に早期に防除することが被害を防止する上で効果が高い。特定外来生物を早期に発見し、早期に対処するため、監視等に努めることとする。

既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度及び必要性に応じて生態系からの完全排除、封じ込め等の防除を計画的かつ順応的に実施する。防除の実施に際しては、地域の生態系に悪影響を及ぼすことのないよう配慮する。

外来生物の中には様々な用途で利用され、例えば国土保全又は食料の安定供給に貢献しているものもあり、特定外来生物としての規制を検討する際に、その役割について考慮することが必要である。

特定外来生物による被害には、我が国への導入から被害発生までの間に様々な関係者が関わっており、その対策を効果的に実施するためには、広く国民の理解と協力が重要である。このため、外来生物の野外への遺棄又は逸出等が生態系等への脅威となる可能性があることの認識を深め、特定外来生物の適切な取扱いが図られることとなるよう多様な関係者がそれぞれに具体的に何をなすべきかについての普及啓発を推進する。

さらに、今後の外来生物対策の基盤を作る上で不可欠である外来生物の分布及び生態的特性等に係る基礎的な調査研究並びに防除及び監視等に係る技術開発を推進することが必要である。その際、外来生物に係る問題が国際的な野生生物の移動に起因していることを踏まえ、外国の政府機関や専門家等との情報交換を行い、外来生物に係る科学的な知見の収集に努める。

第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

外来生物による生態系等に係る被害を適正かつ効果的に防止するため、外来生物を一様に規制の対象とするのではなく、特に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を適切に特定外来生物に選定する必要がある。

特定外来生物の選定に当たっては、以下の各事項に照らして適當な外来生物について、原則として種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以

下同じ。)を単位として行うものとし、必要に応じ、属、科等一定の生物分類群(上位分類群)を単位とする。また、交雑することにより生じた生物を特定外来生物に選定する際には、交雑して当該生物を生じさせる外来生物の種の組み合わせ、又は外来生物及び在来生物の種の組み合わせを単位とし、必要に応じ、属、科等の生物分類群を組み合わせるものとする。

1 選定の前提

- ア 我が国において生物の種の同定の前提となる生物分類学が発展し、かつ、海外との物流が増加したのが明治時代以降であることを踏まえ、原則として、概ね明治元年以降に我が国に導入されたと考えるのが妥当な生物を特定外来生物の選定の対象とする。
- イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも種類の判別が可能な生物分類群を特定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。
- ウ 外来生物のうち、交雫することにより生じた生物には、その由来となる生物との交雫による後代の生物も特定外来生物に含めるものとする。
- エ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)や植物防疫法(昭和25年法律第151号)など他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入、飼養その他の規制がなされていると認められる外来生物については、特定外来生物の選定の対象としない。

2 被害の判定の考え方

(1) 被害の判定

- 特定外来生物については、以下のいずれかに該当する外来生物を選定する。
- ア 生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、在来生物の捕食、生息地若しくは生育地又は餌動植物等に係る在来生物との競合による在来生物の駆逐、植生の破壊や変質等を介した生態系基盤の損壊、交雫による遺伝的かく乱等により、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選定する。
 - イ 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、危険の回避や対処の方法についての経験に乏しいため危険性が大きくなることが考えられる、人に重度の障害をもたらす危険がある毒を有する外来生物又は重傷を負わせる可能性のある外来生物を選定する。
- なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、人の生命又は身体に係る被害には、感染症に係る被害は含まない。
- ウ 農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、単に我が国の農林水産物に対する食性があるというだけではなく、農林水産物の食害等により、農林水産業に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選

定する。

なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、農林水産業に係る被害には、家畜の伝染性疾病などに係る被害は含まない。

(2) 被害の判定に活用する知見の考え方

被害の判定に際しては、次の知見を活用し、特定外来生物の選定を進める。

ア 生態系等に係る被害又はそのおそれに関する国内の科学的知見を活用する。

なお、被害のおそれに関しては、現に被害が確認されていない場合であっても既存の知見により被害を及ぼす可能性が高いことが推測される場合には、その知見を活用するものとする。

イ 国外で現に生態系等に係る被害が確認されており、又は被害を及ぼすおそれがあるという科学的知見を活用する。ただし、国外の知見については、日本の気候、地形等の自然環境の状況及び社会状況に照らし、国内で被害を生じるおそれがあると認められる場合に活用するものとする。

3 選定の際の考慮事項

特定外来生物の選定に当たっては、原則として生態系等に係る被害の防止を第一義に、外来生物の生態的特性及び被害に係る現在の科学的知見の現状、適正な執行体制の確保、社会的に積極的な役割を果たしている外来生物に係る代替物の入手可能性など特定外来生物の指定に伴う社会的・経済的影響も考慮し、隨時選定していくものとする。

また、外来生物の生態的特性及び被害に係る科学的知見を踏まえ、特に、予防的観点から有効かつ適切な場合には、種の単位だけでなく、属、科等の単位で選定するよう努めるものとする。

さらに、生態系等に係る被害を及ぼすことが懸念される外来生物が、我が国で初めて確認された場合又は侵入初期の場合に、海外からの更なる導入、野外への逸出又は分布拡大などによる被害を防止するために、飼養等の規制の導入又は緊急的な防除が早急に必要とされる際には、被害の判定に要する期間を極力短くするよう努めるものとする。

なお、選定の結果については、可能な限りその判断の理由を明らかにするものとする。

4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取

(1) 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

ア 生態学、農学、林学、水産学等生物の性質に関し専門性を有する学識経験者の意見を聞くこととする。

イ 学識経験者の選定は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、維管束植

- 物等の生物の分類群に対応するよう留意する。
- ウ 特定外来生物の選定に際しては、当該生物に最も深い知識を有する学識経験者に意見を聞くことができるよう、最も関係の深い分野の学識経験者をあらかじめ登録しておくなど、必要に応じて意見を聞くことができる体制を構築する。
- エ 意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング又は委員会形式での学識経験者間の意見交換など、外来生物の特性に柔軟に対応できる形式を検討する。
- オ 学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から知見を収集するとともに、当該生物を利用する者等関係者の意見を聴取することを検討する。
- カ 意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める。

(2) パブリック・コメント手続

学識経験者の意見を聞いて作成した特定外来生物の選定案については、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施し、提出された意見及び情報を考慮した上で特定外来生物を指定する。

(3) W T O通報手続

特定外来生物の指定に当たっては、世界貿易機関（W T O）・衛生植物検疫措置の適用に関する協定（S P S協定）に整合するよう、W T O加盟国への通報手続を行い、特定外来生物の指定を的確に進める。

第3 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

特定外来生物による被害の多くは、一部の者が不適切な管理のもと飼養等をした結果、遺棄又は逸出等によって野外に放たれることに起因している。

このため、特定外来生物の飼養等、輸入及び譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）は原則禁止とし、適切な飼養等を行うことができると認められる目的、施設、方法等の要件を満たしている者に限り主務大臣による許可をもってその国内での飼養等を認めることとする。また、特定外来生物の野外への放出、植栽又はは種（以下「放出等」という。）についても原則禁止とし、防除技術の開発など、防除の推進に資する学術研究の目的で主務大臣による許可を受けた場合には、放出等を認めることとする。あわせて、防除手法として不妊化した特定外来生物を大量に放出等することが効果的な場合など、本法第3章の規定による防除に係る放出等については、防除の公示に示された事項に即して主務大臣等が行う場合及び当該公示された事項に適合する旨の確認を受けた地方公共団体又は認定を受けた民間団体が行う場合に限り、放出等を認めることとする。

1 飼養等の許可の考え方

(1) 特定外来生物の飼養等をするに当たり、許可が不要な場合

特定外来生物の飼養等をするに当たり、許可が不要な場合としては、本法に基づく防除に伴う行為など許可を受けずとも特定外来生物の遺棄又は逸出等の防止が図られている場合、災害時において緊急に対処すべき場合、違法飼養個体の押収など公的機関がその職務を遂行するために必要な飼養等であって、許可手続を経る時間的余裕がなく、かつ、その取扱いが適正と認められる場合等に限る。

(2) 飼養等の目的

学術研究のほか、展示、教育及び許可規制を行うことで遺棄又は逸出等に対して十分な抑止力が働く生業の維持などの場合に限り、飼養等の許可の対象とする。

なお、これまで安易な飼養等により遺棄又は逸出等がなされ、外来生物が野生化して生態系等に被害を及ぼしている例がある愛玩目的の飼養等については、特定外来生物の指定の際、現に飼養等している個体を継続して飼養等する場合であって、かつ繁殖を行わない場合に限り、許可の対象とする。

(3) 特定飼養等施設の施設基準

特定外来生物の逸出等を防止するために必要な施設の基準を定める際には、原則として、次の考え方によるものとする。

ア 特定外来生物の逸出等を防ぐ構造及び強度とすること。

イ 人の生命・身体に危害を及ぼす外来生物については、第三者が容易に特定外来生物に接触できない構造及び強度とすること。

(4) 許可条件

飼養等の許可に当たっては、特定外来生物の遺棄又は逸出等を起こさない適正な取扱いを確保するため、必要に応じ、許可の有効期間、特定飼養等施設で取り扱うことのできる特定外来生物の数量の制限、譲渡し等に係る届出等について条件を付すものとする。

(5) 飼養等の方法

許可者に対し、次の方法に従った飼養等を義務付けるものとする。

ア 特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。

イ 許可を受けていることを明らかにするため、マイクロチップ、タグ、脚環、標識、写真等生物に応じて技術的に可能な方法での識別措置を講ずること。

ウ 許可された特定外来生物の飼養等について繁殖が認められる場合にあっても、みだりに繁殖させることにより特定外来生物の適正な飼養等に支障が生じないよう、自己の管理する施設の収容力、当該生物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うこと。また、その繁殖を制限させるための措置又は施設への譲渡し等につ

いては、当該生物の生理、生態等を勘案し、適切に講ずること。

(6) その他

国は、愛玩等の目的で飼養等されていた特定外来生物の遺棄又は逸出等を起こさないため、関係機関の連携の下、適正な飼養等が確保されるよう普及啓発等に努める。

2 個体の処分

特定外来生物をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年7月総理府告示第40号)に準じ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとする。

3 輸入の禁止

許可を受けていない者により特定外来生物を我が国へ導入させることができないようするため、関係府省で連携して輸入の禁止の徹底に努める。

4 譲渡し等の禁止

譲渡し等の禁止の例外として主務省令で定める場合は、許可者同士が許可の範囲内で譲渡し等をする場合、本法に基づく防除等により飼養等をすることとなった特定外来生物をその防除等の一環として適正に処理するため譲渡し等をする場合、災害時において緊急に対処すべき場合又は公的機関に対する譲渡し若しくは引渡しに該当する場合で飼養等の許可手続を経ることが事実上不可能なやむを得ないときに限ることとする。

5 放出等の許可の考え方

特定外来生物による被害を防止する上で最も重要なことは、特定外来生物の遺棄又は逸出等を防ぐことであり、特定外来生物の放出等を原則禁止とする本法第9条の規定の実効性の確保には最大限配慮する必要がある。特定外来生物を取り扱っている者がその管理を放棄し、野外への放出等をする行為は、生態系等に係る被害を及ぼす危険が高くなるため原則禁止とするが、防除技術の開発のための生態、行動形態等の解明等、防除の推進に資する学術研究の目的で放出等をする場合には、例外として主務大臣の許可を受けることができるとしている。ただし、この場合であっても、当該放出等により生態系等に係る被害を拡大させることができないよう、一定の要件を満たす必要がある。

なお、既に野外に存在することで飼養等又は譲渡し等に係らない特定外来生物を捕獲又は採取した直後にその場で放出等する行為は本法第9条の対象とはならないが、捕獲及び採取後の特定外来生物の飼養等、譲渡し等及びそれらに係る放出等については、引き続き本法の規制が適用されることに留意する。

(1) 許可の目的

防除の推進に資する学術研究の目的で行う場合に限る。

(2) 許可の基準

放出等により生態系等に係る被害を拡大させることができないよう、許可に際して必要な基準を定める際には、原則として次の考え方によるものとする。

ア 当該放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。

イ 当該放出等を行う土地又は水面の所有者等の同意を得ていること。

ウ 当該放出等の目的である学術研究の計画が適正なものであり、防除の推進に資する成果が見込まれるものであること。

エ 当該放出等に伴い、飼養等を行う場合には、当該特定外来生物に係る本法第5条第1項に基づく飼養等許可を受けている又は許可を受ける見込みがあること。

(3) 許可条件

放出等の許可に当たっては、生態系等に係る被害を防止するため、必要に応じ、許可の有効期間、放出等することができる特定外来生物の数量の制限、放出等に係る届出等について条件を付すものとする。なお、許可の有効期間及び放出等することができる特定外来生物の数量については、被害を防止する観点から必要最小限とすることとする。

(4) その他

許可者に対し、次の事項を遵守させるものとする。

ア 放出等をするときは許可証を携帯し、求められた場合にはいつでも提示できるようすること。

イ 放出等に伴い、当該特定外来生物の飼養等を行う場合には、別途本法第5条第1項に基づく飼養等の許可を受け、かつ定められた方法により飼養等を行うこと。

ウ 当該放出等を行う土地の周辺であり、当該放出等により、当該特定外来生物が移動し、又は分散すると想定される範囲の土地の所有者等に周知し、理解を得るよう配慮すること。

エ 放出等を行う特定外来生物が鳥獣であって、放出等を行う個体を確保するために鳥獣を捕獲する場合は、本法第3章に規定する防除として行うか、又は鳥獣保護法に基づく捕獲許可を受けること。

6 立入り等

(1) 許可者に対する立入り、指導等

本法の規制の実効性を確保するため、関係機関と連携して立入りの徹底などにより飼養その他の取扱いの状況に関する情報収集に努め、指導監督の強化を図るものとす

る。また、放出等許可についても、不適切な方法で特定外来生物を放出等した場合は、生態系等に係る被害を及ぼす危険性が高いことから、報告徴収又は立入りなどにより状況把握に努め、指導を徹底するものとする。

また、不適切な飼養等又は放出等がみられ、生態系等に係る被害の防止のために必要な場合には、措置命令又は許可の取消しを行う。

(2) 許可なく法律の規定に違反した者に対する立入り等

許可なく、飼養等、譲渡し等又は放出等をした者を確認した場合には、立入り等により状況を把握するとともに、不適切な管理による生態系等に係る被害が発生しないよう、必要に応じて、飼養等の中止又は放出等をした特定外来生物の回収等を命ずることとする。

第4 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

特定外来生物については、指定時に既に野外等に存在する場合、指定後、野外へ遺棄又は逸出等をされることにより、生態系等に被害を及ぼすおそれがある場合が考えられることから、必要に応じ、特定外来生物の防除（捕獲、採取又は殺処分、被害防止措置の実施等）を行うこととする。

その際、既に野外等に存在する場合には、計画的な防除の取組が必要であるとともに、新たに遺棄又は逸出等したものについては緊急の取組が必要であることに留意する。

防除が必要な場合には、都道府県からの意見を聴いて地域の状況を踏まえつつ、かつ、関係者と連携を図りながら、国が防除の公示を行い、その上で科学的知見に基づき適切に防除を実施する。

なお、防除の実施に当たっては、防除に係る費用及び人員を有効に活用するため、費用対効果や実現可能性の観点からの優先順位を考慮し、効率的かつ効果的に防除を推進する。

1 防除の公示に関する事項

(1) 防除の主体及び公示の方法

国は、制度上その保全を図ることとされている地域など、全国的な観点から防除を進める優先度の高い地域から、防除を進める。

地域の生態系等に生ずる被害を防止する観点から地域の事情に精通している地方公共団体又は民間団体等が行う防除も重要であり、これらの者により防除の公示内容に沿って防除が積極的に進められることが期待される。

実際には、国、地方公共団体、民間団体等が防除を行う地域が相互に関わり合っている場合が多く、このような場合には、各主体の役割に応じ、連携して適切な防除がなされることにより、全体として効果的な防除が推進されるものである。

防除の公示は、防除の対象となる特定外来生物ごとに関係都道府県の意見を聴いて行うものとし、防除の公示は国民に広く知らせることができるよう、官報に掲載して行うほか、掲示板への掲示やインターネット等の手段も活用して迅速に行うものとする。

（2）防除を行う区域及び期間

防除区域は、現に特定外来生物による被害が確認されている地域又は特定外来生物による被害が今後生じるおそれがある地域を設定する。ただし、全国的に広くまん延している場合など、必ずしも区域が特定できない場合には全国又は広範な地域を対象に防除の区域を定めることとする。

防除期間としては、当該区域において被害の発生を防止するために必要な期間を定めるものとする。

なお、被害を受けている地域が広がるおそれが生じたり、防除が長期間にわたる可能性が高い場合には、適宜防除の効果を評価し、必要に応じ区域の変更又は期間の延長等を行うものとする。

（3）防除の内容

防除の公示では、次の内容を定めるものとする。

ア 防除の目標

防除の対象となる特定外来生物の生態的特性と、予想される被害の状況を勘案し、区域からの完全排除、影響の封じ込め、影響の低減等の目標を設定する。

イ 防除の方法

防除の目標に照らし、捕獲、採取、殺処分、防護柵の設置等の方法を明らかにするとともに、捕獲等した個体の取扱いの方法についても明らかにする。

なお、放出等による防除の方法を定める場合は、以下の事項を満たす方法とする。

放出等を伴う手法が他の手法よりも高い防除効果が見込まれるものであること。

放出等により当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。

放出等された個体により発生する生態系等に係る被害の程度よりも、放出等による防除の結果低減される生態系等に係る被害の程度が、高いことが明らかのこと。

ウ その他の主務省令で定める事項

特定外来生物の防除を行う場合には、在来生物の錯誤捕獲を避けることとするなど、適正な防除を進めるに当たり必要な事項を主務省令に定めるものとする。

2 防除の実施に関する事項

特定外来生物の防除の実施に際しては、被害の状況に応じて最適な防除の方法を探

用することが重要である。人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合、希少な野生生物が多く生息・生育する地域に捕食性又は繁殖力が強い特定外来生物が発見された場合等には、緊急的に防除を実施することが必要である。一方、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、優先的に防除を進めるべき地域や手法を考慮し計画的に防除を進めが必要である。

（1）緊急的な防除の実施

人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合、希少な野生生物が多く生息・生育する地域に捕食性の高い特定外来生物が発見された場合等には、緊急的に防除を実施することが必要である。このため、国は関係行政機関又は関係地方公共団体と連絡調整の上、速やかに防除の公示を行い、連携を図りつつ防除を実施する。

緊急的な防除を必要とする原因となった行為をした者が存在するときは、防除に要した費用について、当該原因者に求償することを原則とする。

（2）計画的な防除の実施

特定外来生物が、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、国、地方公共団体、民間団体、土地の所有者及び管理者等の関係者が連携して計画的に防除を進めることが必要であり、その際には、防除の目標、区域、期間、方法、実施体制等を防除の主体ごと、地域ごとに具体的に定めた防除実施計画を策定し、防除開始後もモニタリングを行い、その結果を防除実施計画の見直しに反映するなど柔軟な防除の実施に努めることが必要である。

また、適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標を設定し、防除を円滑に行うため、可能な限り次の手順で防除実施計画を作成し実行するものとする。

ア 協議及び検討の場の設置

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら防除を実施するため、学識経験者、関係行政機関、自然保護団体及び地域住民のほか、必要に応じて農林水産業団体又は狩猟者団体等から成る協議のための場を設け、防除実施計画の作成、実施方法についての検討、防除活動の評価等を行えるようにする。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から防除実施計画の実施可能性及び実施状況を分析・評価するための検討の場を、別途設ける。

イ 関係行政機関等との連携

特定外来生物が、森林、農地、河川、海岸等様々な生態系に分布する場合又は、行政界を越えて分布する場合があることを踏まえ、国の関係行政機関又は関係地方公共団体と十分調整し、必要に応じて連携を図るものとする。その際、特に、森林、河川、海岸等で関連する計画が既に策定されている場合は、当該計画との整合性を図る必要

がある。

ウ 土地所有者等との調整

防除を行う地域の土地又は水面の所有者等に対しては、必要に応じ防除の内容を説明し、可能な限り理解を得るものとする。なお、防除を行う地域の土地若しくは水面の所有者等が知れない、又はその所在地が不分明なことにより、防除を行えない地域があることで、当該地域が特定外来生物の供給源となるなど、防除の推進に支障がある場合は、法第13条第4項に基づき手続を行うこととする。

エ モニタリングの実施

特定外来生物の存在状況及び特定外来生物による被害の状況等についてモニタリングを行い、防除実施計画の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に反映させるものとする。

オ 実施体制の整備

防除を適切かつ効果的に進めるため、地域の関係者が一体となった防除の実施体制を整備するとともに、必要に応じて地域の大学、研究機関及び専門家との連携に努める。

また、防除を実施していく上で、地域住民の理解及び協力が不可欠であることから、特定外来生物の被害に関する情報及び被害予防についての方策などの普及啓発を促進するものとする。

（3）防除の実施に当たっての留意事項

ア 防除の実施に当たっては、設置した捕獲器具等を適切に管理できる体制の確保など誤誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、また、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、本法に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。

イ 防除に使用する捕獲器具等（銃器を除く。）には、捕獲器具ごとに、実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲器具等の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあっては、捕獲器具等を設置した場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によるものとする。

ウ 捕獲個体等は防除実施主体の責任のもと、適切に処分することとし、個人的な持ち帰り及び野外への放置のないようにするものとする。

エ 捕獲個体をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとする。

オ 既に国土保全等において大きな役割を果たしている特定外来生物については、当該特定外来生物の果たしている役割を考慮し、防除の実施に際して関係者と十分調整を図るものとする。

カ 防除の対象とする特定外来生物が鳥獣の場合には、次の事項に留意するものとする。

防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間、区域は避けるよう配慮すること。

狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施すること。

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類については使用しないこと。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

わなを設置する際に防除の対象生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うこと。

キ その他、防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

(4) 防除の確認・認定

ア 防除を行う主体は、原則として、下記の要件を満たす者とする。

緊急的に対応する防除を除き、防除の公示に沿う防除実施計画を策定し、当該防除実施計画を実行する財政的、人員的能力を有していること。

被害の発生地域の地理及び特定外来生物の存在の状況を把握している者が含まれていること。

特定外来生物が鳥獣の場合には、原則として使用する猟具に応じた鳥獣保護法の狩猟免許を有する者が行うこと。

なお、従事者が適切な捕獲及び安全に関する知識及び技術を有している団体による防除については、免許非所持者を含めることができる。

従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備することができること。

イ 防除の実施の際には、確認又は認定を受けていることを証明する書類を携帯するとともに、原則として、捕獲等を行う区域における安全の確保及び静穏の保持を行うとともに、地域の生態系へ支障がないよう配慮するものとする。

ウ 防除の対象とする特定外来生物が鳥獣の場合には、原則として、下記の要件を満たすものとする。

鳥獣保護法第12条第1項又は第2項で禁止されている方法は使用しないこと。

鳥獣保護法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法は使用しないこと。

鳥獣保護法第35条第1項で特定猟具使用禁止区域として指定されている区域においては、同区域内において使用を禁止された猟具による防除は行わないこと。

鳥獣保護法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わないこと。

銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第38条において禁止されている行為を行わないこと。

エ 防除の認定を受けた防除において、その防除を目的とする特定外来生物の放出等が、公示された事項に即して行われておらず、生態系等に係る被害の拡大のおそれがある場合は、その防除を行う者に対し、放出等をした当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命ずることとする。

オ その他、防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

3 その他

特定外来生物による被害を効果的に防止するという観点から、上記1及び2による本法に基づく防除のみならず、国以外の者が独自に行う防除の取組についても重要である。また、国は、国以外の者が行う取組を促進するため、地方公共団体等と連携して、特定外来生物の分布情報（侵入初期の地域や分布の拡大状況に関する情報を含む。）及び効果的な防除手法等に係る情報を収集し、それらの情報の共有、防除技術の開発、防除体制の整備等に努めるものとする。

第5 輸入品等の検査等に係る基本的な事項

飼養等許可を受けている者がその許可に係る特定外来生物を輸入する場合を除き、特定外来生物の輸入は禁止されているが、輸入品又はその容器包装（以下「輸入品等」という。）等に特定外来生物又は未判定外来生物（以下「特定外来生物等」という。）が非意図的に混入し、又は付着していることがある。特定外来生物等の非意図的な導入を防ぐために、輸入通関時に輸入品等の検査、関係者への質問又は必要な最小量に限り輸入品等の集取（以下「検査等」という。）を行うとともに、特定外来生物等の付着又は混入が確認された場合には、確実に導入を防ぐために、消毒又は廃棄を命ずるものとする。

なお、輸入品等の通関に当たっては即時の対応が求められることが多く、また、特定外来生物等の逸出を防止する観点からも、検査等並びに消毒及び廃棄命令の手続については速やかに行うように努めるものとする。

1 特定外来生物等が付着し、又は混入しているおそれのある輸入品等の検査に係る事項

植物防疫所及び税関等の輸入通関時の検査において特定外来生物等と疑われる生物の付着若しくは混入が確認された場合、輸入品等の管理者等から特定外来生物等の付着若しくは混入の情報があった場合、過去の付着若しくは混入の実績等を考慮して特定外来生物等が頻繁に付着若しくは混入しているなど非意図的導入の危険性が非常に高い輸入品等である場合等、特定外来生物等が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品等があると認める場合は、特定外来生物被害防止取締官が、当該輸入品等の所在する土地、倉庫、船舶又は航空機に立入り、当該輸入品等の検査等を行う。

なお、特定外来生物等が付着し、又は混入している危険性が非常に高い経路及び品

目等、特定外来生物等の導入経路に係る情報の収集に努める。

2 特定外来生物等が付着し、又は混入している輸入品等の消毒又は廃棄に係る事項

(1) 消毒又は廃棄の基本的な考え方

検査の結果、特定外来生物等の付着又は混入が確認された輸入品等について、基本的に当該輸入品等の管理者等が輸入を希望する場合には消毒を命令し、十分に取り除かれた上で通関させることとする。薬剤への耐性を持つ特定外来生物等が付着し、又は混入している場合など、十分に取り除くことができる消毒方法が存在しない等の理由により消毒を行うことが有効でない場合には、滅却等の廃棄を命ずる。

なお、物理的な捕獲等の任意の方法によって十分に取り除くことが可能であり、取り除かれたことの確認も容易な特定外来生物等の場合、植物防疫法等の他法令に基づく処分により特定外来生物が十分に取り除かれる場合又は自主的に廃棄される場合等には、本法に基づく消毒又は廃棄の命令は行わない。

(2) 命令の手続及び基準

消毒及び廃棄の命令の手続並びに基準を定める際には、原則として次の考え方によるものとする。

- ア 可能な限り速やかに行うことができ、確実な取り除きができる方法とすること。
- イ 消毒の基準については、特定外来生物等の種類並びに付着又は混入が確認された輸入品等の品目ごとに有効な手法を検討し、取り除きが十分に行えるものとすること。
- ウ 消毒の基準については、食品衛生法及び農薬取締法等の関連法令の基準等を勘案すること。

3 命令の手順及び基準の設定に係る意見の聴取

(1) 生物の性質に関する専門の学識経験者その他の学識経験者からの意見聴取

- ア 生態学、生物学等の生物に関し専門性を有する学識経験者のほか、農薬学、検疫等に関し専門性を有する学識経験者の意見を聞くこととする。
- イ 意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング又は委員会形式での学識経験者間の意見交換等、対象とする特定外来生物等及び消毒の手法に柔軟に対応できる形式を検討する。
- ウ 学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から知見を収集するとともに、輸入業者等の関係者の意見を聴取することを検討する。
- エ 意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める。

(2) パブリック・コメント手続

学識経験者の意見を聴いて作成した命令の手続及び基準については、行政手続法に基づく意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施し、提出された意見及び情

報を考慮した上で定める。

第6 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

1 未判定外来生物

(1) 選定に係る考え方

未判定外来生物については、特定外来生物のように被害事例の報告又は被害を及ぼすおそれの指摘はなされていないものの、ある特定外来生物と似た生態的特性を有しており、その特定外来生物と生態系等に係る同様の被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物について、原則として当該特定外来生物が属する属の範囲内で、種を単位とし、必要に応じて属、科等一定の生物分類群を単位として選定する。また、特定外来生物が交雑することにより生じた生物が海外に存在するとの情報が得られた場合には、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがないとする科学的知見があるものを除き、原則として、未判定外来生物に選定する。

(2) 選定の前提

- ア 原則として、我が国の野外で定着している、又は現在我が国に輸入されている外来生物は未判定外来生物の選定の対象としない。
- イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも種の同定が可能な生物分類群を未判定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。
- ウ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律又は植物防疫法など他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入、飼養等その他の規制がなされていると認められる外来生物については、未判定外来生物の選定の対象としない。
- エ 生態系等に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物が我が国に導入されることを未然に防止するという予防的観点から積極的に選定するように努めることとする。

(3) 選定に係る意見の聴取

ア 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

特定外来生物の指定に関して、生物の性質に関する専門の学識経験者から意見を聞く際には、併せて未判定外来生物の指定に関する意見を聞くものとする。

イ パブリック・コメント手続

未判定外来生物の指定に際しても、特定外来生物の選定に係る場合に準じて、パブリック・コメント手続を実施し、提出された意見及び情報を考慮して未判定外来生物の選定を行うものとする。

ウ W T O通報手続

未判定外来生物の指定に当たっては、W T O・衛生植物検疫措置の適用に関する協定（S P S協定）に整合するよう、W T O加盟国への通報手続を行い、未判定外来生物の指定を的確に進めるものとする。

（4）判定に係る届出事項の内容

未判定外来生物を輸入しようとする者又は未判定外来生物を本邦に輸出しようとする者に対しては、当該未判定外来生物の正式学名、入手国（入手地又は輸出国等）、生態的特性等に関する情報を主務大臣に届け出させるものとする。

当該未判定外来生物が生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かの判定は主務大臣が行うものであり、当該おそれがあるか否かについて輸入しようとする者等に情報提供の義務は課さないが、自主的な情報の提供は受けることとする。

（5）判定の手続

届出があった場合は、第2の2から4までの考え方方に沿って、予防的な観点を踏まえつつ、最新の科学的知見を用いて適正に判定することとする。その際、被害の判定に要する期間を極力短くするよう努めるものとする。

（6）その他

届出の行われない未判定外来生物についても、国は科学的知見を充実させ、被害を及ぼすかどうかの判定を順次行うよう努めるものとする。

2 種類名証明書の添付を要しない生物

（1）選定に係る考え方

特定外来生物等に該当しないことを外見から容易に判別することができる生物は、種類名証明書の添付を要しない。そのような生物としては、外来生物であるか在来生物であるかを問わず、原則として特定外来生物が属する属以外の生物を選定し、また、必要に応じ特定外来生物が属する属の中の生物からも選定する。この選定に当たっては、税関等での水際規制の実効性を高めるために、関税税率法（明治43年法律第54号）に基づく関税率表等の区分の採用が合理的である場合は、当該区分の活用を図る。

特定外来生物、未判定外来生物及び証明書添付不要生物の選定は、同時に、かつ、相互調整しつつ行うこととする。

さらに、学識経験者の協力を得て、関係府省が連携し、外来生物の種類名同定のためのデータベースの構築、識別マニュアルの整備等を行うことにより、税関等における審査の円滑化を図るよう努める。

（2）証明書の発行

種類名証明書の発行について、外国の政府機関の協力を得るよう努めるとともに、

他の法令又は各種条約に基づき発行される既存の証明書類又は、政府機関と同等の知見と公平さを有する組織が発行する証明書類を本法で認める証明書として活用し、輸入者の負担が過度に増加しないよう配慮するものとする。

また、外国において証明書を発行できない場合には、主務大臣の指定する国内の機関が種類名証明書を発行する体制を整備するよう努める。

3 科学的知見の充実

外来生物の対応施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも生物の特性及び導入により影響を受ける生態系に関する科学的知見の充実が重要である。このため、関係府省、地方公共団体、学識経験者、民間団体等と連携し、外来生物の分布情報等を収集して幅広く提供するとともに、生態的特性に関する調査の実施、外来生物による被害を評価する技術及び防除手法の技術の開発など施策推進に必要な各分野の調査研究を推進する。また、地方公共団体及び民間団体等が各地域で知見の集積及び調査研究を進めることも重要であり、国はそのような取組を促進するよう努めるものとする。

調査研究に際しては、国内においてだけでなく、外来生物問題が国際的な野生生物の移動に起因することを踏まえ、外国政府機関、海外の専門家及び民間団体との情報交換を進め、科学的知見のより一層の充実に努めていくものとする。

外来生物対策には、早期発見、早期対応が重要であることから、平素から監視に努めるとともに、被害の発生を初期の段階で発見し、迅速に対応できるよう情報収集のための監視体制を専門家を含む地域の協力を得て構築していくことが重要である。

4 国民の理解の増進

外来生物対策を円滑に進めるためには、国民各層の理解と協力が不可欠である。このため、あらゆる機会を活用して、特に、地域固有の生態系を保全する重要性とともに、新たな外来生物による生態系等に係る被害の未然の防止及び生態系等に係る被害を及ぼしている外来生物の防除等の対策の必要性について、国民に対し普及啓発を図る。また、外来生物を取り扱う事業者等の各関係者に対しては、法律の仕組みや具体的に取るべき措置を明らかにしていくなどにより、より効果的な普及啓発を進める。

さらに、学校教育、社会教育その他の多様な場で行われる環境教育において、外来生物対策に係る基本的な理解を高めるための学習機会の提供などを行うとともに、動植物園、水族館、自然系博物館などの各種教育・研究機関との連携を推進し、国民の理解の増進に努めるものとする。

5 その他

(1) 外来生物対策の総合的な推進

我が国における外来生物の生息・生育状況及び被害の状況に関する情報並びに知見

を定期的に集約するとともに、対策が求められる外来生物を明らかにし、特定外来生物の選定等についての検討を適切に行うこととする。また、外来生物対策の基本的な考え方を整理し、各主体における外来生物対策に係る行動の指針及び国における具体的な施策等の計画を示すこと等により、我が国における外来生物対策の総合的な推進に努めるものとする。

（2）非意図的に導入される特定外来生物への対応の考え方

輸入通関時の輸入品等の検査等で発見される場合を除き、特定外来生物が人体や物資に付着あるいは物資に混入するなどして、輸入、飼養等その他の取扱いの意思なく導入される可能性があり、これらによる生態系等への被害が生じるおそれがあれば防除等の対応が必要である。このため、主要な空港及び港湾周辺において、新たに野外に定着した特定外来生物を把握するための定期的なモニタリングを推進する。あわせて、特定外来生物の付着又は混入が確認された輸入品等の生産地、輸出国、品目等の傾向、付着又は混入の危険性が非常に高い輸入品等の生産及び流通等の状況並びに海外における特定外来生物の分布状況を調査することにより、特定外来生物の非意図的な導入の経路及び定着状況の把握に努める。また、被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、必要に応じ、関係者の協力を得て、非意図的な導入を軽減又は防止する措置等を実施するほか、防除等の措置を講じる。

なお、バラスト水に含まれる生物の移動に関しては、船舶バラスト水規制管理条約に基づく規制が本法とは別に対応されており、本法で対象とするものではないが、海域において特定外来生物の存在が確認された場合には、本基本方針の考え方に基づき、必要に応じて防除等の措置を検討することとする。

（3）動物の取扱いに係る考え方

特定外来生物に指定された動物について、輸入、飼養等その他の取扱い又は防除を行う際には、それが命あるものであることにかんがみ、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の考え方へ沿った適切な方法により個体の取扱いを行うよう留意する。

（4）経過措置の考え方

特定外来生物が指定された際、既に当該特定外来生物を飼養等している者について、当該飼養等を継続するための諸手続に関し、必要に応じ経過措置を設けるものとする。